

普通の營利工場の爲めに、これが擴張に就ての、吾人の考を少しく述へやうと思ふ。

上述の四種の社宅の中、男工社宅、保護社宅、夫婦社宅の三つは、戸数は左程多くを要せぬのであるから、在來の社宅に多少の改善を施して、これに充用するか、若しくは新たに建造した處で、左程多額の固定資金を要するものではないのである。

唯だ第四の、準社宅的の長家に至つては、其戸敷は頗る多きを要し、且つ必しも工場の建設したものでなければならぬと云ふ事はないのである。

故に此ものは、左の如き方法に依つて増加しても良いと、吾人は思ふのである。

- 一 工場より十町以内の地に在る、纏りたる借家を、會社にて一手に借り受け、幾分の補助を與へて、職工に貸與する事、
- 二 會社の重役大株主をして、資金を出さしめ、別に獨立の借家會社を設立し、其家屋全部を工場へ借り受け、これを職工に貸與する事、

三 此場合には、相當の家賃を徴收し、出勤職工の人員に應じて減額補助を與ふるの方法を採るべき事、

等であつて、會社が多額の固定資金を投せずとも、他人の家屋を借り入れて、此方法を行ふ事を得るので、これに要する、補助、獎勵、管理等の費用の如きは、募集費、保護費等の利益に依つて、優に償ふて餘りありと吾人は信ずるのである。

殊に巨額の積立金を有する會社の如きは、斯の如き工業の基礎を堅固にし、且つ相當の収益を得べき事業の爲めに、これを利用するは、苟も事理を解する株主の必ず賛同する處であらうと信ずるのである。

斯くの如き、一方に準社宅を多く増加せしめて、現在居住の家族の多くを其處に移し、在來の社宅に相當の設備を加へて、男工社宅、保護社宅、夫婦社宅の制度を實行したならば、吾人の理想を實現する事は、決して困難ではないと思ふのである。

要するに、社宅の擴張策は、職工の種類、家族の性質に依つて區別し、各別

々の施設と待遇とを以てこれに臨み、さうして其一半は工場直設の家屋を用ひ一半を借り入れ家屋を用ゐる事としたならば、現在の事情に於て、社宅擴張の障碍事たる、資金の固定と云ふ事も、大部分免るゝ事を得て、容易に善良な方法を行ひ、好良な成績を擧ぐる事が出来るであらうと、吾人は確信するものである。

謹しんで、大分の工場主、及び工場當事者に、御熟考を希ふ次第であるのである。

第六章 結論

以上の數章に於て論じたる如く、職工の住居の状態は、直接間接に職工の身心上に大なる影響を與へ、従つて勞働功程上、製品の品質上に少なからざる利害を招來し來るものであるから、苟くも自己工場の隆盛を希ひ、我が事業の發達を念とする爲めには、必ず先づ第一に此點に對して、充分の注意を拂ふて其完全を計り、不良状態の改善に努めなくてはならぬのである。

然るに現今の一般工場に於ける状態を見るに、唯だ現在に於て、所要の人員さへ間に合ふて居さへすれば、將來の事などは餘り注意するに及ばぬ。それよりは、可成費用を節し、固定資金を少くして、目前の利益を多からしめやう、と云ふ如き、現在主義、一時的方針を採つて居る工場主が、大多數を占めて居るのである。

其結果、男工は弊害多き下宿屋に捨て置かれ、女工は難駭なる寄宿舎内に非家庭的の集合生活を強いられて居るのである。

斯の如き工業家の方針は、吾人より見れば、

一文呑みの百損的

悪主義である。今日の職工が概して一時的であつて、未熟練者の集合であるのは、全く此悪主義の爲めであるので、それが爲めに工場主は、多くの募集費を空費し、常に無経験の新入工の養成に、多くの生産力を犠牲に供しつゝあるのである。

されば、此主義を改めて、永續して事業の爲めに、健全なる努力を致すべき理想的の職工を造らなかつたならば、我が工業の前途は頗る悲觀すべきものがあるのみならず、此の悪方針の爲めに犠牲に供せられて、身心二つながらを毀損せらるゝ者の、少なからざる點より見て、我が國民の前途の爲めにも、決して黙過すべからざる一大事であるのである。

斯の如き、悪方針を改め、不良の形勢を救ふべき唯一の途は、比較的健全なる、社宅制度の實行にある事は、吾人の既に極論した處である。

然るに、此現在主義に囚はれつゝある、多くの工場主、工場當事者は、社宅

制度の現在に於ける不成績を以て、此制度の自然的結果なりと誤認し、毫も其眞因を研究せずして、社宅は不利益なり、社宅の利用は困難なりと、斷定しつゝあるのである。

これ吾人が、不敏の才を憚らずして、敢て此一論文を公けにして、大方の識者、爲政者に訴へ、工場主及び、工場當事者の一考を促さんとした次第であるのである。

然しながら、吾人は敢て今日の總ての職工を、全部社宅に收容せよと主張する譯では無い、前にも屢論せし如く、現在の女工寄宿舎制度なるものは、我が工業上の缺陷、職工の弱點に基いて發生したもので、深き根柢を我が工業界に有して居るのであるから、今急に其全部を廢止しやうとしても、到底不可能の事たるを免れぬのである。

又た、彼の通勤制度の如きも、其本來の性質は、最も利益ある、健全なものであるから、地方の小都會に於ける工場の、自宅よりする此種の者は、極めて尊重すべきものであるから、あらゆる方法を盡して、これが保存、奨励、増加

を計る事は勿論必要事であるのである。

されば、吾人の主張する處の社宅制度の擴張策は、先づ十分なる研究を此制度に對して行ひ、現今の如き不完全なるものを改善して、總ての點より見て完美なるものたらしめ、然る後、寄宿舎に於ける健全なる分子、通勤者中の良成績者を、漸次これに移植し來つて、其退去を防ぎ、向上の途を與へ、且つ安心して事業の爲めに努力せしむべく、十年計畫、二十年計畫を以て、漸次其擴張を計り、將來は工場所要の勞力中の、少くも三分一以上を此處より出し、以て事業の中堅たらしむる様に、力を盡されん事を希ふに外ならぬのである。

(完)

編 中

社宅の弊態と改善策

中篇

職工社宅の弊態と其矯正策

第壹章 現今の職工社宅に於ける弊態

社宅職工に對して、深き注意を拂ひ、これが改善に力を盡しつゝある工場は鐘紡、日本紡、倉敷紡、其他の二三者はあるが、全体の上から云へば、大多數は頗る不完全であつて、會社は唯だ家屋を貸與して置くのみで、彼等の生計、衛生、教育、風紀等に就ては何等の干渉も、保護も施さず、全く捨てこかしてあるのである。

其結果、現今の多くの社宅は、宛然たる貧民窟である。

不秩序 不衛生
不徳義 不經濟
貧窮 怠惰

第一章 現今の職工社宅に於ける弊態

等の貧民特有の分子は、此處にも充滿しつゝあるのを見るのである。

社宅在住者の實狀は、甚だ憐れむべきものであるので、眞面目なる労働者たる彼等の家庭が、何故に斯くは不健全、且つ悲惨なのであらうかとは、一見何人も抱く處の疑問であらう。

けれども仔細にこれが状態を観察する時は、此の憐れむべき實狀は、現今の如き社宅制度の下には當然發出すべき事柄の如くに思はれるのである。

何によつて斯の如き、大膽なる斷定を、吾人はなし得るのであるか？
乞ふ少しくこれを説かしめよ。

先づ第一に、

不取締である

現今の社宅管理の有様を見るに、何處の工場でも、大抵日給五六十錢以下の傭人一人をして、社宅全般の事務を掌らしめて居る。

しかも、此社宅係なるものは、多くは職工係の部下に隸屬して居つて、直接重役・支配人等へ、自分の意見を述べる権利の無い位置に在るのである。

一言にして云へば、極めて軽い役割であるのである。

従つて相當の識見を持ち、犠牲献身の趣きを知り、奮闘的精神を有する人は、甚だ稀れである。

云ひ換ふれば、現今の社宅係りの多くは、役も軽く、人物も無く、其上人員が少いのである。

彼等の職務は、名簿の整理と、規定違犯者(人員上)の追出し位で、其他の事には、力が及ばないのである。

其結果は、放任、捨てこかしに流れて、種々の弊害が生ずるのである。それから第二には、

選擇の疎漏

である。

善良なる職工村を作らうと云ふには、先づ其の住民を選ばねばならぬ。

然るに現今の社宅貸與法は、此點に就ての注意が甚しく不足である。

吾人の如き素人が見ても、一見不良な經歷を有し、不善の習慣を持つて居る

ものと認められるやうな者にでも、其一家から出勤する人数さへ、規定數以上でありさへすれば、何等の條件も附せず、随意に貸し與へられるのである。夫れが爲めに善良な風俗は、漸次破壊せられ、悪しき風習は年々増加して行くのである。

第三に、これに加ふるに、

改善の機會の無い事

が一層彼等をして深みへ陥らしむる事となるのである。同じ職工でも、寄宿舎に居る女工等は、時々宗教家の説教や、教育家の講話等を聞き、学校教育、裁縫の教習等を受け、漸次品性智識を向上せしめて行く途が開けて居るけれど、社宅在住者は概して斯う云ふ機會を得る事は稀である。休日にお寺参りをする者、夜學校に通ふ特志家を除いては、殆ど品性向上の途が無いと云つても過言ではないのである。彼等の品性智識の、比較的劣等なのは、實に已むを得ない次第であるのである。

第四に、もう一つ根本に溯つて、

無教育者の多い事

が大いなる弊源である。

職工の人々が、一般に教育の程度の低いのは、争はれない事實であるが、殊に現に家庭を造つて居る年頃の人々は、普通教育の今日程普及して居ない頃に其修學期を過した人々であるから、自然に無教育、若しくは教育程度の低い人が多いのは、誠に已むを得ない次第である。

今左に其成績最も善良な、某工場の社宅に於ける戸主の教育調査表を示さう

戸主教育程度表

全く文字を知らざる者

男 二十八人

女 十三人

稍文字を知る者

男 百十五人

女 三人

普通教育を終れたる者

男 五十九人

中等教育を終れたる者

女	一人
男	一人
女	〇
男	二百〇三人
女	十七人

合計

即ち男子二百三人に對し、純無教育者二十八人を有す、これを百分率に割り當つる時は、

一三、七となる、百人中に十三人余の、文字を知らざる人あると云ふに至りては、文化旺盛の現代に於ては、殆ど有り得べからざる事實と云ふべしである。更に女戸主に至つては、更に驚くべきものである、即ち總數に對し、十三人の文字を知らぬ人がある。之れを百分率にすると、七六、五と云ふ多數になる。即ち百人の中の七十六人半は、自己の姓名をすら書き得ぬ不幸な人々なのである。

次に稍文字を知る者に至つては、男子の百十五人と云ふ大多數と、女子の三人と云ふ少數があつて普通教育を終れて、文字も知り、物の道理も辨へた人と云つては、僅かに、

男子の	二十九パーセント
女子の	五、九パーセント

と云ふ少數に過ぎないのである。見るべし斯の如き、教育程度の低い家長によつて成り立て居る、此職工村なるものが、何うして自助自治して、改善向上と云ふ如き途に就く事が出来やうか捨てこかされた現今の社宅住民が、滔々として悪習弊俗に墮落し去るのは、實に自然の勢と云ふべしである。更に彼等の後繼者たるべき、少年少女の教育状態を見るに、これ亦た頗る不良である。

學齡兒童就學調査表

學校兒童數 男 四十一人

尋常小學就學	女	五十五人	計	九十六人
	男	三十人		
	女	三十五人	計	六十五人
高等小學就學	男	三人		
	女	〇	計	三人

である。

これを百分率にして見ると、

學齡兒童百人に付就學者

男	八二、
女	六四、
平均	七二、

となるのである。

然るに大阪市最近の統計に照合して見ると、非常な劣りがある。即ち

大阪市學齡兒童百人に付就學者

男	九七、
女	九三、
平均	九四、

である。

見るべし、如何に其徑庭の甚だしきかを！

しかも、これは現今の工業會社中、職工に對する總ての施設の模範的なる良工場に於ける現状である。

吾人は他の是より比較的不良の者に於ける、數字を得る事が出来ぬ故、正確な事を斷定する事は出来ぬけれども、更にこれに増して、憐れなる状態であらうと思ふのである。

抑も教育は國民道德の根本、人格の基礎である。

無教育者にして積極的の徳義心あり、愛國、愛家、愛親、愛兒等の美しい心を持つて居る人もない事はないが、夫れは極めて稀有の事實で、やはり物の道

理の解らぬ、頑愚な劣等な人格の低い人が多いのであるのである。現代に於ける人生の幸福は、どうしても、

教育の基礎

の上に立たねばならぬのである。

されば、上述の如き社宅在住者の教育の低い事は、彼等の不幸なる境遇の、大主因であらうと思ふのである。

第五に、社宅の弊態として數ふべきは、

輕卒なる結婚

である。

眞面目にして誠心誠意の考慮を爲さず、唯だ肉体的の性欲に驅られ、しかも男女の共稼によつて、比較的の生活し易い處から、青年男女の多數が、聯合同棲して社宅の一隅に、夢の如きスイートホームを形造るのである。

然るに斯の如き不合理の結果、即ち愛情無き、肉体的の夫婦は、長く和合しさうな筈はない、やがて双方から苦情不平が起つて來て、不幸悲惨な境遇に陥

る者比々皆然りである。

幸にして、愛情が此間に生じ、若しくは他の事由によつて添ひ遂げて居る者があつても、彼等の頭上にはやがて、

出産、育兒

と云ふ大なる負擔が加はるのである。

彼等の共稼なる現状は茲に破れて、忽ち襲來するのは、窮乏と云ふ恐しい大敵である。

現今の社宅に在住する若夫婦の中、此二つの苦境に陥らない者は、果して何人あるであらうか。

吾人は次に、大阪の某工場に於ける社宅在住者の稼人と家族との調査表を

示さう。

一人の稼人にて、 (二百二十家族に對して)

一人の家族を養ふ者

十八

二人の家族を養ふ者

三十四

三人の家族を養ふ者

二十二

四人の家族を養ふ者

十三

五人の家族を養ふ者

二

六人の家族を養ふ者

三

であつて、平均一人の稼ぎ人で三人の家族を養ふ者が九十七と云ふ事になつて全家族数の四割四分に當つて居るのである。

其家計の困難であつて、稼ぎ人たる人の苦しさは、實に同情すべきではないか。

斯の如きは多くは、輕卒なる結婚の結果であるのである。

然るに此の男女の結婚、寧ろ野合に對しては、工場主も概して制裁を加へないし、此社會に於ても少しも排斥しないし、監督者側に於ても、これが改善に余りに力を盡さないのは、斯界のため、彼等の幸福のため、眞に長嘆すべき事ではあるまいか。

第六に、

夫婦、両親、ごして不良なる事

も現今の社宅に於ける弊態である。

前述の如き無教育であつて、且つ無愛情の男女の同棲せる處には元より徳義的の美しき人格の發生すべき筈はない。

彼等が父として、父たるの務めを盡さず、母として母たるの務を盡さず、夫として妻として各々其務めを盡さないものが多いのである。

見よ、一家の窮乏を顧ず、賭博酒色に耽る家長があり、夫の勞苦を不知顔に井戸側會議に空しく日を消す妻あり、教育すべき年少の子女を勞働せしめて、其賃銀にて朝酒を飲む父あり。

斯の如きは彼等の家庭に見る、實際の状態であるのである。

此結果は夫婦喧嘩、虐待、姦姪、離縁、父子の反目等、人生の最も厭ふべき最も憐れむべき不祥事が、常にこれ等の家庭を離れぬのである。

殊に、是等の事項中に於て、最も重大なる缺點は、

(イ) 妻女の悪しき事

(ロ) 家長の飲酒の二事である。

(イ)の家婦が不良であつて、其良人及び家庭のために秩序あり、且つ愉快なる家庭を作るの能力が、零であること云ふ事は、一家の爲めに重大なる不幸であるこれが爲めに夫の辛苦も水泡に歸し、子女の教育も廢棄されるのである。

しかも彼等の多くは、毫もこれを耻ぢ悲しむの念慮なく、唯だ現在主義、自己中心主義に生きて、改善向上の考は少しも無いのである。

婦女を改良し能はずんば、其村を改良する事能はず、

と、經驗なる村政改革者が叫んだのは、誠に至言であること云はねばならぬ。

しかしながら更に溯つて、彼等家婦の多くが、何故に斯く不良なのであらうと云へば、彼等の前身は多くは女工であつて、元來が無教育である上に良妻賢母たるに必要な、道德的の資格を修める機會に遇はなかつたので、彼等は裁縫をも學ばず、洗濯、料理の術を修めず、秩序、清潔、經濟、節儉、及び興味ある家庭制度を好むの精神も養はず、良人に對し、舅姑に對し、子弟に對し、温

和と慈愛とを以て、善良なる事育を爲すの智識をも得る事なく、人生の修養時代を機械の傍に過し、腐敗したる空氣の中に經過して來たのである。

如何んぞ家婦として、慈母として完全に其任務を盡す事が出來やうか。

世にも憐れなるは、斯くの如き婦女子である。

又た世にも不幸なのは、斯る婦女子を娶つた男子である。

次に、

(ロ) 家長の飲酒であるが、これ亦た、彼等の家庭に幾多の不幸、災厄を産む處の、罪惡の母であること、吾人は斷言するのである。

或る一部の人々の中には、家長の飲酒を以て罪惡視せざるのみならず、當然の事として許すべしとの考を抱いて居る人もあるやうである。此論者の唯一の論據は、

終日過激な労働に服した彼等が、晩酌の酒に其勞を慰すると云ふ事は、彼等の爲めに唯一の快樂であるのだ、それを罪惡視し、これを禁じやうなど云ふのは、餘りに酷である。

と云ふ一事である。

成程一應は御尤もである。飲酒なる事が左様に單純な、平易な、利益ばかりのものであれば吾人とても決してこれを兎や角言ふものではない。けれども事實に於ては、甚だ困難なものである、耽り易く、節し難く、これがために良心は癡痺し、身体は損はれ、家を忘れ、親を忘れ、妻を忘れ、子を忘れ、人道は廢せられ、秩序は破壊せられ、風俗は紊亂せらるゝと云ふ如き、恐しい大魔力を持つて居るものである。

世の總ての罪惡の半ば以上は、此飲酒の結果に出で、人生の最も悲慘な、不具者、廢人の多くは飲酒家の子孫である事は、近世統計の示す處である。

即ち飲酒は、耽り易く、節し難く、精神を奪い、身を損ひ、家庭を亂し、美風を破壊し、義務を捨て、權利を失ひ、延いては社會の秩序を亂し、其害を子孫に傳へるものである。

斯の如き恐るべき害物を、唯だ一個の慰藉と云へる理由の下に、許さんとするが如きは、吾人は其然るべき理由を見出すに苦しむものである。

飲酒家ならざる勤儉なる家庭には、一家團樂の幸福、平和なる歡樂と云ふが如き、普遍的、圓滿的の、大なる、殆ど絶對的の快樂があるのである。

飲酒の快樂の如きは、個人的、利己的、眼前的の、極めて小さき僞樂である一醉の夢覺むれば、其所に大なる苦痛悔恨があるのである。しかも吾人家庭の理想は、全家の圓滿なる分勞共樂にあるべきである。

家庭の圓滿と幸福とを犠牲にして、家長獨り夢の快樂に酔ふ處の飲酒は、此家庭の理想を破壊して、災厄を招くの罪惡事である。

故に吾人は社宅惡風の重要な原因として、此飲酒の習慣を絶對的に排斥せんとするものである。

第七に、

生計の不如意

は、これ亦た、現今社宅在住者の弊態である。

前述の如く、彼等の家庭に於ては、一人の稼人にて數人の口を養ふて居るの實狀である。其生計の容易ならざる事は、云ふまでもない事である。

今左に大阪某工場に於ける社宅一戸當りの收支状態を示さう、

一家平均一日収入額 八十八錢七厘

同上 生活費 九十五錢二厘

一日平均六錢五厘

不足即ち、借金、破産を意味して居る。

借金、破産は自暴自棄、逃亡、一家の離散を意味して居るのである。

恐れざる事を得ないではないか。

第八に、

A 子持家婦の夜業

B 幼年子女の労働

此二つも、社宅に於ける現今の弊態である。

是等の事は、前項所説の生計の不足より来る、已むを得ざる結果なりと雖も家庭及社會の爲めに、大害を蒙らしむる弊因である。

Aは家事を放棄し、良人の不愉快を醸し、子女の養育に力を盡す事が出来ない

から、家庭の現在及將來に、大なる不幸を招き、延いては、社會の不幸を生ずるものである。

Bの幼年者の労働は、彼等の健康を害し、發育を阻碍し、教育を妨げ、將來の主要な労働者の、労働能力を低下せしめる事となるのである。

此二事の害は、世人の既にひどく説く處であつて、彼の工場法制定の必要は殆ど全くこれを救済せんとする必要から出て來るのである。

されば社宅を改善して、善良な永久的の職工村を作らんとするには、必ず力を注ぐべき重要事と思はれるのである。

第九に

衛生的設備の不完全な事

が現今の社宅に於ける弊態である。

健康の保護と云ふ事が、労働能率の増進にも、生活の改善にも、精神の訓化にも、第一の要義である事は云ふまでもない事である。

健全にして有効な社宅改良策は、此保健的の基礎に立たなければならぬ。

然るに現今の多くの社宅に於ける、衛生事業は、概して、不備不完全である左に其主要な點を列記して見ると、

- 一 空地の少き事
 - 二 不潔な事
 - 三 充溢せる事
 - 四 浴場の設備なき事
 - 五 安眠保護の設備なき事
 - 六 治療機關の便益薄き事
- 等の六項となるのである。

此中、一の
空地の少い事、

は云ふまでもなく、營利會社として、資本の固定する額を出来るだけ減少しやうとする結果、比較的廣からぬ土地へ、比較的多くの社宅を建築しやうと計畫するから、出來上つた家屋は、屋前の通路も狭く、中庭も極めて小さく、空氣

の流通も不良で、光線射入の度も少なく、概して不衛生的な家屋となるのである。

これに加ふるに、清潔を好む觀念の乏しい人が住居する爲めに、二の
不潔甚しき事

てふ結果を生じて、下水、塵溜め、便所等は常に汚穢を極め、惡臭紛々鼻持ちもならぬ様な在様を呈して、惡疫潜伏の場所となるのである。

三に

充溢と云ふ事、

は、狭い家屋の中に、多くの人々が群集して住む事を云ふのであるが、これ亦た甚だ不衛生な事であり、且つ徳義的にも不良な事である。

吾人が大阪の某々工場五ヶ所に就て調査したところによると、社宅在住者一人當りの面積、即ち疊數が

A 一疊八分二厘

B 一疊八分四厘

C 一疊六分

D 一疊三分二厘

E 一疊六分八厘

平均一疊六分五厘

であつて、即ち五疊に三人の割合である。

中にも、Dの如きは、一人に一疊三分二厘、即ち四疊敷に三人住んで居る勘定である。

驚くべき充溢と云ふべきでないか。

斯の如き多人数が、狭い家に群居して居る結果は、空氣の不潔、病毒の傳染其他の理由から、住民に大なる衛生上の害毒を與へる事は、明白なる事と云ふべしである。

吾人はこれに就ては、未だ何等の數字をも得る事が出来ないが、近頃外國に於ける、例證を得た。

夫れはグラスゴー市の學務課に於て、家屋の一室を借りて、住んで居るもの

二室に住んで居る者と云ふ工合に、其住居の室敷によつての、死亡數別を調べこれを千人に對する死亡率に割り當て、見た處が、

一室住居者

三二、七

二室住居者

二一、三

三室住居者

一三、七

四室住居者

一一、二

と云ふ數字を得たさうである。

又た倫敦の衛生醫ニューマン博士が、千九百六年中に於ける同市の住居者死亡千分率を調査した結果は、

一室住居者

三九、〇

二室住居者

二二、五

三室住居者

一四、八

四室住居者

六、四

と云ふ數字を得たさうである。

これに依つて見ても如何に狭い室内に群居する事の、恐しいかゞ證明されるのである。

四の

浴場の設備は

近來各所の社宅に於て、設置せられるのを見受けるが、衛生上最も喜ぶべき事で、一面には慰安の設備ともなり、安眠保護の設備ともなるので、是非社宅には無くてはならぬものである。

五の、

安眠の保護設備、

も、夜業と云ふ事が紡績業にあらん限りに於て、必要な施設である。

つまり、安眠を妨くものを驅逐して、在住者をして完全な安眠を得せしめ、以て消耗した自分の力を回復せしめる施設であつて、食物の改善と同じく、労働者健康の糧である。

されば今日の如く、此種の施設の缺けて居る事は、社宅在住者不幸の一因と

云ふべきである。

六に、

治療機關より蒙る恩惠薄き事、

は、現今の工場に於ける不公平の一つである。工場の治療機關なるものは、主として寄宿舎に屬し寄宿女工に對しては、藥價免除、入院等の恩典があるけれど、同じ職工たる社宅在住者に對して、斯の如き恩典を與へて居る工場は稀れである。

これ實に不公平の次第と云はざるを得ぬではないか。

これ亦た、現今の社宅在住者に於ける不幸の一因である。

要するに社宅に對する會社の衛生施設なるものは、頗る不公平な、不充分的なものが多いのである。

斯の如きは永久的に完全な職工村を造り出すべき道ではないのである。

第十に、もう一つ現今の社宅の多數には、

新來者に對する待遇の不備

第一章 現今の職工社宅に於ける弊態
と云ふ缺點がある。

一七二

田舎から一家を引纏めて移住して来た人に對して、一通り生活をして行かれる丈に保護してやると云ふ方法がない。

これが爲めに、其職業の不慣れより來る大苦痛を感ずる上へ、東西もよく分らぬ都會で、準備無しに生活難を嘗めて、大抵はこれが爲めに、甚しく勇氣を挫ぎ、再び故山に恥を忍ぶと云ふ如き不結果に陥るのである。

以上吾人の述べた處を、もう一度返して見ると、現今の多數の工場社宅には

- 1 不取締なる事
- 2 貸與者の選擇疎漏なる事
- 3 改善の機會を與へぬ事
- 4 無教育者多き事
- 5 輕率なる結婚
- 6 不良なる夫、妻、父、母多き事
- 7 生計の不如意なる事

8 家婦の夜業と幼年者の労働

9 衛生施設の不完全なる事

10 新來者に對する待遇法の不備

等の、多くの缺點弊態がある故に、眞面目なる労働者の住居であり、且つ極めて健全なる要素を備へて居ながら、今日の如く恰も貧民部落の如き、悲惨な面影を存じて居るのであらうと、吾人は認むるのである。

若し此まゝ、此弊態を改善する事を仕なかつたならば、將來工場の柱礎となるべき、此健全な分子は、長く發育するの時なく、工場は今後益々困難を増加して行つて、寄宿舎制度と惡戦を繼續して行かねばならぬのであらう。

若し又た此點に意を注いで、其一項宛でも漸次改めて行く工場があつたならば、將來其工場は優勝の地位に立ち得べきものであらうと、吾人は確信するものである。

第二章 社宅改善の實例と吾人の卑見

社宅に在住せる職工が、頗る健全なる性質を帶び將來工場の基礎的職工として、永く之れを使用し得る事、他の通勤、寄宿等の職工に優れたるものゝある事は、上述の如くである。

しかも、其人員が少數であるの故を以て、唯だ家屋を貸與するのみにて、一般の待遇は、寄宿職工に及ばざる事甚遠く、彼れに比すれば是れは殆ど捨てこかしの觀あり、従つて此健全なるべき、正直なるべき労働者の家庭は、紊亂墮落、貧乏不潔等の惡風充滿して、宛として貧民窟の觀ある事も、既に述べたるが如くである。

斯の如き、工場永久の基礎たるべき社宅職工を、斯の如き弊態の中に打捨て、少しも改善を加へない云ふが如きは、工場に取つては頗る重大なる損失である。斯くては幾年の後に於て、僅かに有する健全の性質をも消耗し盡して劣等なる厄介者と化し去るやも未だ知るべからずである、假令左程甚しい下落

は來さるるにもせよ、現状のまゝでは、各社が社宅を設けた處の趣旨にも適合せず、且つ常に悪しき感化影響を、寄宿女工に向つて及ぼし、爲めに寄宿舎の健全をも害するに至るものである。故に吾人は

- 一、永續的職工を造る爲め、
- 二、熟練なる男工を保存する爲め、
- 三、工場の勞力を有効ならしむる爲め、
- 四、社宅に投下したる固定資本を、出來得る限り有効ならしむる爲め、
- 五、社宅職工の幸福の爲め、
- 六、寄宿舎改善の爲め、

の數項の理由によつて

社宅改善の必要

を主張せんとするものである。

以上吾人の所論によつて、社宅を改善する事の必要、即ち現在の狀態に捨て

こかして置く事の、甚だ失態であつた事を、工場當事者の方々が心附かれた事と信ずる。

否、吾人の言論を聞かると、より以前に、既に百も承知であつた事と信ずる。しかし今迄これが改善に着手されなかつたのは、其改善の方法の適宜と認むべきものを得なかつたのと、これが衝に當るべき適當な人を得ないのと、これに要すべき費用の出途がないとの、三つの困難によるのであらうと、吾人は思惟するのである。

しかし吾人は、此三者の中

方法

さへ定まれば、人や、費用の問題は、自ら解決されるだらうと信ずるのである故に、茲にこの、

社宅改善の方法

に對する、各種の實例、及び吾人の卑見を叙述して、一般當事者の参考に供したいと思ふのである。

さて本論に入るに就ては、前章に於て數へた、十項の弊態に依つて、これが改善法を順次記述しやうと思ふ。

1、取締の事

社宅の取締に就ては、現今の多數の工場に於ては、社宅係りなる一人の役員の手に、總ての事務を掌理せしめて居る故、概して不行届であると云ふ事は上に述べた處の通りである。

茲に於てか、これを改めて十分に行届かしめ、十分に取締、保護、獎勵をしやうと云ふには、係員を増加する必要がある。

しかしこれは費用の問題上、十分に望む丈けの人員を配置すると云ふ事は困難であらう。

夫れ故、

半自治制

を用ゐてこれを補ふのが得策である。

半自治制とは、會社の役員と、社宅在住者の中から任命した委員との、協力

によつて社宅の事務を管理して行く方法である。
今其實例を示すならば

甲社 二百戸に對し

社宅係 一名 (社員)

差配人 二名 (備人)

社宅委員 十名 (社宅選出委員)

乙社 百五十戸に對し

社宅係主任 一名 (人事係長)

社宅係 二名 (男工寄宿舎々監兼務晝夜交代)

團長 十名 (社宅選出)

丙社 百五十戸に對し

社宅係主任 一名 (専務、社員、但し通勤の事務を兼掌す)

社宅係 三名 (通勤係兼務)

區長 十名 (社宅在住者、會社指命)

此三者の中、一は兵庫、一は大阪、一は岡山地方であるが、三社共其軌を一にして居るのは奇とすべしである。

三社とも、係主任には本社員を用ひて居る。

甲と乙との委員、及び團長は無報酬であつて、社宅在住者から、選舉する事になつて居る。

丙のは、有給であつて、月三圓の手當を受け、責任を負ふて仕事をする事になつて居るのである。

従つて之れは選舉によらずして、係員から適當と認められたものを、指命する事になつて居るのである

此委員、團長、若しくは區長は、いづれも社宅一般の事故に就ては、社宅係と協力して、住民の改善、風紀の矯正、衛生の勵行、學事の獎勵等に、力を盡し、完全周到を期するのである。

此方法は、一種の代議制とも云ふべきもので、彼の專制的の單式管理法よりも、慥かに善良なものと認むるのである。

今ま、これが編制の一例として、乙社の團長の職務規定を示さう。

- 一 社宅六戸以上、十戸以下を合して一組とす、三組合以上五組合以下を合して一團とす。
- 一 一團毎に團長一名を置く
- 一 團長は名譽職とす
- 一 團長は自己團体内の親睦平和を計り、社宅係長の指揮を受け、社宅係員と協力し、補佐して、風紀衛生の事を管理す
- 一 團長は投票を以て選舉す
- 一 團長の任期は一年とす
- 但し再選する事を得
- 一 社宅に就ての願届には、必ず團長の認印を要す
- 一 社宅居住者にして、故なくして團長正當の命に服従せざる者は、退去を命ずる事あるべし
- 一 團長は部内の疾患者を訪ひ、其病狀を確かむべし。

一 團長は學齡兒童を調査し、これが就學を勸誘すべし、

一部内居住者の社宅内に於ける犯罪者は會社に對し團長其責に任す。

見るべし、如何に此代議的代表者をして、社宅の改善に力を致さしめ得るかを此の如き制度を完全に行ひ得たならば、社宅係の力の及ばざる處は、團長これを補ひ、團長の力を以て爲し難き事は、係員これを補ひ、以て取締、保護の完全を期する事が出來、在住者の幸福、會社の利益も少々ではないのである。しかも、何等の費用をも要しないので、極めて便利なる良法と云ひ得べきであらう。

吾人は更にこれに加ふるに、此團體の内の組合に、五人組制度を適用して、五戸、若しくは七戸を以て、相互に

檢察

(賭博、姦淫、其他の不正行爲に對する)

親族關係

(姻婚、不幸、吉事等に立會ひ、親族交際を爲す)

共同責任

(犯罪、不正行爲、失火等に對して、共同の責を負はしむる事)
而して、一組合毎に組長を設け、團長を補佐して組合中の品行監督に當らしめる事としたならば、頗る有効であらうと思ふのである。

2、新居住者の選擇

新に社宅を貸與する人を、十分に選擇する事は、善良な職工村を造るに就ての、第一の要義なる事は既に述べた如くである。

乍然、社宅を目前的の利害の爲めに設ける工場では、田舎よりの移住者たる善良な素人よりは、彼地此地と渡つて來た、熟練な^ろう^ろう^ろ人の方が、工場のためには、差し當り役に立つから、社宅を貸すにしても、自然後者の方へ便宜を與へ勝ちになるのは、已むを得ない次第である。

ところが此様な渡り者は、連れて居る處の妻も、多くは正しい妻ではなく、何れの工場かで引かけて野合した、未入籍の妻であり、且つ衣服所持品も概して多くなく、尙ほ彼等の多くは、自己の技倆を頼むで、少しの不平不服あれば

直ちに去つて他に赴くと云ふ、惡癖があるから、到底永續的の職工ではない。

故に社宅を工場の目前的の利益のために犠牲にして、斯の如き惡風を輸入ししかも久しからずして去る性質の者を入れるのは、決して工場永遠の計ではない。

吾人は思ふ、社宅は可成永(的)續(的)の、しかも未だ惡風に染まぬ、移住的の田舎家族を迎へ、現在の重要な經驗工夫婦の爲めには、特別の合宿所、即ち丁社の夫婦職工合宿所の如き、四疊半一室位を貸與して、炊事の爲めには共同炊事所の設備してある、有監督の箇所收容し、こゝで六ヶ月乃至一年位を置いて、眞に永住するものと認められた者のみを、社宅に移すと云ふ事に仕て、此合宿時代に於て、注意して固有の惡風を脱せしめ、善良な人たらしめる事に、力を盡す事としたならば、眞の善良な職工村を造る事が出來やうと思ふのである。

3、改善の機會

社宅在住者をして、其品性、風紀、經濟狀態等の、改善を計らしめる、機會動機等を與へるには、第一に會社と彼等との間の、意志を融通せしむる事を計

らねばならぬ。

夫れには屢彼等を會合せしめて、會社の彼等に對する方針を説き、及び風紀品性向上の必要、其方法、衛生の重んずべき事等を示談するのが必要である。今左に、乙社に於ける、此種の施設を示さう。

一、組合會

司會者 團長

會員 組合内の戸主

期日 毎月一回

場所 順を追ふて會員の宅

目的 組合内の和親協睦を旨とし團長をして會社よりの示達又は會員よりの會社に對する希望及要求等、總て両者の間に意志の疏通を計らしむる事。

二、團長會

司會者 社宅係主任

三、戸主の會

方法 教育家、宗教家、警吏、醫師等知名の士及び本社技師等出席して、通俗的の講話を爲す

會員 社宅全体の戸主

期日 毎月一回十三日

目的 一、戊申詔書の趣旨に基き、勤儉力行の美風を養成する事

二、公私衛生上の智識を與へ、健康を増進する事

三、法制に關する知識を得せしめ、且つ修身齊家の道を講じて、犯罪を未發に防ぐ事

四、家庭の整理、圓熟を圖らしむる事

五、技術の進歩を計り斯業に興味を抱かしむる事

四、母姉會

會員 十六才以上の女子

期日 一ヶ月一回

目的 女子に必要な智識技能を與へ、以て婦徳を進め常識を養ひ、家政育兒上の義務を全からしむ。

五、總會

會員 社宅全体

期日 春秋二季

以上の如く、屢機會を與へて、彼等を善良なる方向に導く事に力めつゝあるのである。此位に力められては、如何に頑愚なる者と雖も、改善せざるを得ぬ

次第ではないか。

4、教育の事

教育の奨励に就ては、乙社に於ては團長をして、學齡兒の就學を勸誘せしめ且つ上記各種の機會に於て、多數の人々に常識教育を與へて、其智識品性の向上を計る上に、尙ほ

裁縫教場

を毎夜社宅内に開いて、女子をして通學せしめて居る。

又た、成社に於ては、學校を設立し、主として社宅内學齡兒童の教育を掌らしめて居る。

5、結婚の制限

輕卒な結婚が、社宅職工の一大病源である事は、既述の如くである。

されば、社宅改善、及び職工幸福の根本義として、彼の肉慾のみによる野合的の結婚は、可成制限すべき必要があると、吾人は思爲するのである。

故に、野合にあらずして、双方の親の承諾を得て、正しく結婚した夫婦は、

直ちに社宅を貸與して、幾分奨励の意を表し、且つ組合内の人々をして、善く和合して、永く其縁を全うする様に保護せしめ、野合にあらざるも両親の許諾明白ならざる結婚者、若しくは野合後に於て両親の許しを得たる夫婦は、共に渡り夫婦に對する取扱を以て、合宿所に於て規定の期日を送らしめた後、社宅に入る事を許すべきである。

又た両親の許諾全く無くして、野合したる者に對しては、全然何等の保護をも與へず、若し其女工が寄宿女工であつたならば、これを懲戒して其男を解雇し、女工は親元へ送り返すのを正當と信ずる。

斯の如き制裁は、幾分彼等の悪弊を打破して、正當なる結婚に導く力ある事と信ずるのである。

6、不良の夫、妻、父母の制裁

是等に對しては、上述の諸種の會合の機會を利用して、警告改悛せしむる外組合内若しくは、全体の制裁によつて、矯正せしむる事が、有効であらうと思ふ。

即ち

不貞の妻、妻子を虐待する夫、子女を冷遇虐待する父母、不孝の子女、等に對しては

一、係員、團長等より、警告若しくは説諭して、其改善を勧誘する事

二、前項の勤告に應せざる者には、時期を定めて、社宅全体若しくは組合内との交際を停止する事

三、猶飽まで改悛せざる者に對しては、其全家を社宅内より退去せしむる事と云ふ制裁法を勵行する事が、宜しからうと思ふのである。

又一方に於ては、これが反對に、

善行表彰會

美行録

等の方法によつて、孝子、貞婦、慈父母、良夫等の隠れたるものを探り出してこれを賞美奨励するのも、亦一種の矯俗的事業である。

7、生計の保護

生計の保護と云ふ事に就ては

A 勤儉貯蓄の奨励

B 日用品購買の設備

C 信用融通

D 遊食者の授産

の四つの事項の必要を認める。

Aの勤儉貯蓄の奨励に就ては

乙社の實例を示さう

一、規約貯金組合

郵便規約貯金組合とし、組合員の協定したる金額を、毎月末幹事(團長)をして通帳と共に引纏めしめ、係員の手を経て郵便局に納入す。

協定の金額は増加する事を得るも、減少する事を得ず。

貯金通帳は各自の保管とするも、社宅係長の認印なくして拂戻す事を得ずと云ふので、一種の自治的強制貯金である。

又た戊社に於ては、社宅係をして、毎日各戸に就き、三錢宛の

日懸貯金

を集めさして、以てこれが勵行を期して居るのもある。

又た丁社に於ては

出勤職工に對しては、總て収入月額二十分の一宛の保護貯金を強制する事

として居る。

兎に角、日々の生計が不足勝ちな彼等に對して、其上に尙貯金を強課するのであるから、多少の不平苦情は免れぬ様である。

けれども、彼等が永遠の幸福を期圖し、彼等をして所謂恒心ある良市民たらしめるには、此貯金の勵行は大いに必要な事と信するのである。

更に吾人はこれが一方法として、

皆勤者に對して家賃遞減法を行ひ、

其免除額丈けを貯金せしめる事

と云ふ事を適用して見ては何うであらうかと思ふのである。

Bの日用品を廉價に購買し得る設備を整へる事も、社宅在住者の生計を保護する上には、頗る重要な事である。

これに就ては、甲社の設備は極めて整ふて居つて、此種のもの、模範と稱せられるものである。

即ち

共濟會

消費組合の組織に則りて、明治三十六年三月これを創立し初めは全く會社より獨立して、組合員自治制の下に計畫せられ、主として社宅在住者の爲めに薪炭、味噌、醬油、砂糖、其他呉服類、荒物類、野菜、干生魚等凡て日用品を安價に分配し、利益は組合員に配當するの組織なりしも、不便の點少ながらざりしを以て、明治三十八年二月これを會社の手に一任し、現今は共濟會代用券を發行して、每半季は各人の代用券受高を精査し、これに利益金を割り當て、分配するの制度を執れり。

と、純然たる消費組合組織ではないが、尙且つ季末の利益配當を行ふて居るの

である。

一体消費組合、購買組合の有り難きは、

日用品を安く買ひ得る、

と云ふ丈けではなくして、其上にもう一つ

費ひながら貯金をする、

と云ふにあるのだから、此季末に利益金の割戻しをすると云ふ事が、肝心の事であるのである。

丙社に於けるものも、其方法は略前に同じであるが、唯だ一つの相違は、代用券を用ゐずして、報知簿を用ゐる。

と云ふ事である。

抑も此代券と云ふものは、物品渡所だけにしか通用しない筈であるのが、兎もすればこれが附近の商店へ通用したり、賣買されたりする事がある。

假りに今此代券が、甲野某なる者の手によつて受けられて、乙田某と云ふ外部の者の手へ現金で賣り渡されたとする。

乙田はこれを又丙山と云ふ社内の人に頼んで、物品渡所から安い米に代へて取つたとする。

乙田の利は二重である。一圓の代券を現金八十錢に代へて、二十錢の利を得五升一圓の市價の米を九十錢で買つたとすれば、丙田に五錢の謝禮をしても、上下では三十五錢の利得をして居る。

其損害は、甲野と組合が負ふて居るので、其上組合は更に、甲野へ季末の割戻しをするとすれば、二重の不利益をする事になるのである。

斯の如き事は、組合員の公德心が盛んであれば、起るべからざる事なのであるけれども、それを今日の社宅在住者に期待するのは、少しく無理である。故に丙社は此失敗に鑑みて代券制度を廢し、

報知簿と云ふのを作つた。

此帳簿は、組合員の求めに應じて、會社の主計課に於て本人及び其家族の工銀高を調査し、規定の限度を記入通知するのである。

例へば工銀在高が五圓で、物品購買の限度が其半額でありとすれば、其帳簿

へ、

二圓五拾錢

と記入してやるのである。

物品渡し所では、此金額を目安にして、物品を渡すのである。

Cの信用融通は、主として生産的で、借金の整理の爲めに必要である。

これに對しては、未だ適當な實例は無いが、乙社の係長某氏が、自分の會社に預けてある保證金を流用して

止むを得ざる事情の爲め借金を生じ高利に苦しみつゝある者

の爲めに、低利の金を貸して、これが整理を爲し與へ、以て高利の苦しみから救ふと計畫して居らるゝ如きは、此一例であつて、社宅改善上、生計保護上、最も必要な事と思はれるのである。

此上に向は、吾人は生産の爲め、即ち工場へ入つて働く事の出來ない、有兒婦の爲めに、職業を得るために資本、例之ばミシンを買ふとか、内職をする保證金とか云ふ、そう云ふ資本に金を融通する事も必要であらうと思ふ。

これには、一方の貯金を用ゐて、確實な信用の出来る方法を執つたならばよからうと思ふ。

Dの授産と云ふのは、井戸側會議に貴重な時日を空費して居る、嬾運をして可成工場へ出す事を勧誘するか、若しくは適當な内職を周旋して、幾干かの收入を得せしめ、以て生計を助けしめるのである。

これに就て第一に必要なのは

イ、幼兒預り所

ロ、幼稚園

の二つの設備である。

即ち、彼等の足手まといの子供を預て遣る施設である。

これは甲社各店の物が、模範的である。

乙社に於ける後者、丙社に於ける前者の如きも、亦た模範的である。

これに就ては、吾人は更に稿を改めて記する事としやう。内職に就ては、未だ實例を認めぬ。

けれどもこれは頗る肝要な事である、吾人嘗て夫婦の共稼を論じた結論に、云つた事がある。取つて参考としやう。

『二名以上の兒女を有し、工場へ出勤し能はざる婦女の爲めに出來得る限り自宅作業を許し、これをなす能はざる種類の工業に於ては、他の工業若しくは商人と約定して、適當と認むる内職を與ふべき事。』

此の事は現今の社宅に於ける有兒の妻女にて、心懸けのよい人は、大抵實行して居る處であるが、都會慣れぬ人々には、適當な仕事を見出す事が出來ぬのと、練習期間の損失に堪へられぬのと、其期間練習に通はねばならぬ等の困難のために、満足な仕事を得られないのである。

工場主に於てこれに少しの保護を加へ助力をしたならば、彼等の爲めには一は生計の助けともなり、井戸側會議の如き惡風をも一掃する便りとならうと思ふ、云々。』

8、家婦の夜業と幼年者の勞働

これに就ては、上記の諸種の方法さへ實行せられたならば、自然と此缺點は

矯正されるであらうから、茲には云ふ必要がない。

9、衛生の設備

社宅に於ける衛生の施設、これは云ふまでもなく大切な事項である。先づ第一に土地の事

これは既に出て居るものは何とも詮方がないから

下水の設備を完全にして、土地の濕潤を防ぐ事

樹木を處々に植わ付け、空氣の新清を計る事

等の事項を實行し、新たに建築するものに對しては、可成土地の安い、しかも高燥な所を擇び、十分の空地を存して設計する事と仕なければならぬ。

第二の清潔法の勵行に就ては、甲社の實例があるから、左に示さう。

社宅保全の獎勵内規

検査と賞與

一會社は今後、社宅の保全と清潔を獎勵する爲め、日を定めず管理係と委員と立會の上、左の事項に就き、現状を検査し、成績優等の者には左の賞金を授

與すべし。

(1) 表、裏兩庭の保存清潔

此検査は植木、板柵、雪隠廻り、等の手入れと掃除の行届き方より見るものとす

一等賞	一戸	褒狀並に金五圓
二等賞	一戸	同 上金四圓
三等賞	一戸	同 上金三圓
四等賞	一戸	同 上金二圓
五等賞	一戸	同 上金一圓

(2) 表、裏、兩庭の改善

此検査は植木、板柵、其他の掃除と手入れのよく行届きたる上、新しき草木の植付け、其他總て改善せるものを見る事

一等賞	一戸	褒賞並に金七圓
二等賞	一戸	同 上金五圓

- 三等賞 一戸 同 上金三圓
- 四等賞 一戸 同 上金二圓
- 五等賞 一戸 同 上金一圓

(3) 戸、障子、襖、疊、並に臺所

此検査は生計の上下、規模の大小に拘らず、總て家内整理の行届き方及び清潔等の點より見る事

- 一等賞 一戸 褒狀並に金十圓
- 二等賞 一戸 同 上金八圓
- 三等賞 一戸 同 上金六圓
- 四等賞 一戸 同 上金四圓
- 五等賞 一戸 同 上金二圓

一 屢褒賞を受け、他の模範たるべき者には、特に家賃を減じ、又は全く無料で貸與する事あるべし。

一 前項の特別待遇を受けたる者と雖も、引續き保全清潔に注意し、模範たるべき程度を保たざる場合には、其特待を停止する事あるべし。

検査の方法

- 一 検査は人数の多少、老人、小兒の數を見計ひ上下を協定するものとす。
 - 一 社宅を貸し渡す際は、管理人出張して疊、建具、其他總ての状態を調べ、検査の折りには、これを標準として、其成績を定むるものとす。
 - 一 樂書は検査の條件となるもの故、家の内は云ふまでもなく、外部の壁、扉等へ樂書せざる様小兒を取締るべし。
 - 一 植木は、其根付、見込みの立つまでは、會社の植木師が手入れ爲し、其後は各自植木師の言を守りて其手入れを爲すべし。
 - 一 検査の末、家屋、器具を大切にせず、又故意にこれを毀損したる形跡あるものは、これが辨償を命じ、又た甚しき者には、退去を命ずる事あるべし。
- 頗る用意周到である。此の如き規定を勵行したならば、單に清潔を貴ぶ美風を養成し得るのみならず。

會社の財産たる家屋設備を保全して、直接に大なる利益を來す。

事になるのである。營利會社としては特に斯の如き方法は必要である。

第三に、充溢を防ぐ事

狭い家屋内に多人群居する事は、衛生上、風紀上、道德上、甚だ悪しき結果を生ずるものである事は、何人も否定し得ない處である。

故に工場永遠の計畫から云へば、何とかして此事を防がねばならぬ。それには、

一 一家よりの出勤職工數を限定するが如き事を廢止する事

一 二家族以上の同居を禁ずる事

一 家賃を可成低廉ならしむる事

一 可成多數の社宅を設備する事

等が必要條件であるのである。

第四の、浴場の設備

これは必ず無くてはならぬ、肝要なものである。

此物も甲社のものが完全である。

同社に於ては、これは共濟會の事業に屬し、五厘以上一錢迄の湯錢で自營せしめるか、社營とするかして居る。

又た丁社では、社宅在住者として共勵會なる者を組織せしめ會費として月二十錢を徴し、其代り會員及び其家族のために浴場を造つて、無料入浴せしめ、會費は彼等の品性向上、慰安、娛樂の費用に當てゝ居るのである。

第五の安眠保護の事

は、

一 幼兒保育所を設け家族の安眠を保護する事

一 幼稚園を設け、小兒の喧騒を社宅より隔離する事

一 或一定の時間の外、歌舞、音曲、高談吟咏を禁ずる事

等の施設であつて、これは前述の如く、各社に於て行ひつゝある處であるが、吾人は此事の充分完全に勵行せらるゝ必要を主張するものである。

第六の、治療機關の便益

に就ては、これ亦た甲社に於て行はれつゝある如く、

一病院、醫局を寄宿舎の構外に置き、社宅在住者をして自由に來診を爲し、若しくは往診を乞ふを得る事とすべき事。

一毎日一定の時間を定めて、一名の醫員を社宅事務所に出張せしめ、在住者の診察に従はしむる事

等の事を一般に實行せられん事を、吾人は希望するのである。

其他飲料水の給與、食物の検査、(販賣所に於ける)等に専門の智識を有する人を用ゐ、共同理髮所を設けて、これに依つて生ずる病毒の傳染を防ぐ等、此方面に於て力を盡すべき事は、甚だ多いと信ずるのである。

10、新來者の優遇

これが實例は、丙社に於けるものが現今唯一の方法である。其方法は、

新來者にして社宅を借り受けた者には、金三圓を給與するのである。

次に、寢具一組を貸與し、毎月少し宛の金を納入して幾月かの後には、彼等の所有に屬せしめる事として居る。

又た、甲社の某支店では、寢具賃貸の法を設けて、それを所持しない者の便利を計つて居る。

以上の如き保護は、移住民を迎へる爲めには、必要な施設であるのである。

11、綜 結

吾人が社宅改善に就ての、實例と卑見とは、上述の如くである。

要するに、

一教育を進める事、

二常識を養はしめる事、

三品性、言語、動作を高尙ならしむべく指導する事、

四勤儉力行の美風を助長する事、

五飲酒、賭博等の罪惡を根絶する事、

六生計を保護扶助する事、

七健康を保護する事、

八共同生存の道德を鼓吹する事、

九上下意志の疏通を計る事、

の諸目的に向つて、在住者を導くのが肝要である。
此他、

- I 老年者を尊敬する事、
- 2 生兒へ団体若しくは、消費組合より金拾錢預入の預金通帳を送呈する事、
- 3 夜學校を設立する事、
- 4 有兒婦の授産場を設立する事、
- 5 諸事相談所を設け彼等の生活一般の相談整理に應ずる事、
- 6 生計の分度を定め、これを勵行せしむる事、
- 7 奢侈禁止會を設くる事、
- 8 トラホーム治療設備を設くる事、
- 9 新聞、雜誌、書籍の回覽を爲す事、
- 10 早起、早寢の勵行をなす事、
- II 時間を勵行する事、

- 12 貧兒に學資の補助、若しくは貸與を爲す事、
- 15 持寄り展覽會を催す事、

等、これに就ての要件は、尙ほ數多あるのである。

吾人は、熱心なる當事者諸氏と共に、今後も尙ほこれが研究に絶えず微力を致して、更に細微の點に亘つて、論述するの時ある事を期するものである。

註 甲社—鐘紡、乙社—日本紡、丙社—倉紡、丁社—福紡、戊社—尼紡、

(完)

編 下
策 濟 救 難 活 生



下編

生活難救済策

第壹章 生活難と其救済

第壹節 職工生活難の實狀

近來米價の昂騰に就て、第一に困るものは、薄給の労働者であらう、殊に家を有して居る男女工、傭夫、仲仕、夫れから、下給の雇員等であらう。獨身の女工や男工は、寄宿舎、合宿所、下宿屋などに住居して、比較的廉い食物を得て居るから、割合に米の高い事には、左迄の苦痛を感せぬけれど、自分の腕一つに依て、妻子を養ひ、父母に奉事して居る前記の人々は、最も甚大なる苦痛を蒙つて居るのであらう。

各社工場の社宅や、附近に住居して、通勤して居る、男女工等の此時節に當つての生活状態は、果して如何であらうか？、如何にして此難境に處して居る

であらうか？、とは、吾人の夙に憂慮に堪わざる處である。それ故、吾人は不十分ながら、此方面に注意して、少しく調査を爲て見たのである。

其結果は、果して、案の如く、頗る慘憺たるもので、飽食暖衣者の到底思ひも及ばない程に、ミヂメナ生活を仕て居るのである。

今左に、これが實例として、甲、乙、丙、丁、戊、の五種の家族の實況を記載して見やう、尤も彼等の生活たるや、頗る不規律であつて、到底これを、或る費目に分けて計上する事は出来難いのである。故に左記の計數も、大体に就て聞き得た處を、吾人の手加減によつて、鹽梅、配列したのである。されば實際的の正確なものとは云へないけれど、決して甚しい間違はない筈である。

閑話休題として、吾人はG紡績のT工場に於ける、社宅、通勤の兩工男雇員に就て、取調べ得た、收支計算左の如し。

甲の家族

職業	主人	機關部油差工	日給	八十錢
	妻女	家内にて内職	一日收入	二十錢

外に八才の男子一人尋常小學二年生にして日々通學。

生活費一日分

米	内外混合	一升二合	二十七錢六厘
石	油		二錢五厘
副食物			十五錢
漬物、醫油、味噌、薪炭			五錢五厘
			四錢二厘
湯錢	主人毎日、		三錢五厘
	妻女子供隔日、		
交際	町内つき合、衛生、祭禮、親友吊祝費、		一錢
水一荷、郡部故飲料水購入			二錢
小遣	子供小遣、妻女髮結主人散髮		十錢

新聞代 大阪朝日

一錢五厘

教育費

一錢七厘

被服修補費

五錢

家賃

十錢

酒 主人晚酌一合

七錢

煙草 主人捲煙草 妻女刻

五錢

雜費 器具、什器、藥、其他諸雜費 六錢六厘

合計

一圓〇八錢一厘

收支差引不足

八錢一厘

乙の家族

職業

主人 打綿部職工

日給 五十五錢

妻女 粗紡部職工

日收 三十四錢

夫妻二人暮しにして、他人の二階を借りて居住す。

生活費一日分

米 九合

二十錢七厘

石油

二錢五厘

副食物

十錢

漬物、醬油、味噌、

四錢

薪炭

四錢

湯錢 夫妻隔日

二錢

交際費

一錢五厘

小遣

十錢

被服費

十錢

家賃

五錢

煙草 (夫のみ用ゆ)

三錢

雜費

二錢

合計

七十三錢七厘

收支差引殘餘

十五錢三厘

丙の家族

職業

主人 倉庫係仲仕 日給 六十五錢
 妻女 家にて内職 日收 十錢
 乳呑子一人あり、妻は従前粗紡部の職工なりしも、幼児の爲めに働くを得ず、子守りの傍ミシン縫の内職を爲す。

生活費一日分

米 九合五勺 二十一錢八厘五毛
 石油 幼兒ある故、終夜小ランプを點す 三錢五厘
 副食物 十錢
 漬物、醬油、味噌 四錢
 薪炭 四錢
 湯錢 三錢五厘
 交際費 一錢
 水代 二錢

小遣

十錢

被服修補費

五錢

家賃

(五圓の家を借り、二階を二圓にて他の夫婦者に貸す)

十錢

雜費

十錢

合計

七十八錢八厘五毛

收支差引不足

三錢八厘五毛

丁の家族

職業

主人 バンド部職工 日收 七十八錢
 妻女 仕上部職工 日收 三十錢
 二才の幼兒一人あり、これを他へ里子に預けて、夫婦共稼なしつゝあり。

生活費一日分

米 麥 三等米七合、麥二合 十九錢八厘

石油	二錢五厘
副食物	十三錢
漬物、醬油、味噌、	五錢
薪炭	四錢
湯錢 夫妻共毎日	五錢
交際費	一錢
小遣	七錢
被服	十錢
家賃 社宅	五錢
酒 主人晩酌五勺	四錢
煙草 夫妻共刻を用い	三錢
養育料 幼兒預け料三圓	十三錢三厘
心づけ被服料一圓	
雜費	十錢

職業

收支差引殘餘 一圓〇一錢六厘
 戊の家族 (參考) 六錢四厘

主人 人事係雇員 日給 九十五錢

妻女 家内にて内職日收 二十錢

老母六十三才一人、幼兒三才一人あり、老母は子守を爲す。

生活費一日分

米 麥 三等米九合麥三合	二十六錢五厘
副食物	十七錢
漬物、醬油、味噌、	六錢五厘
薪炭	六錢
湯錢	四錢五厘
交際費	二錢
水道費	二錢

小遣

十五錢

新聞雜誌代大阪毎日、實業の日本、婦人界三錢

被服費 二十錢

家賃 社員社宅 十五錢

煙草 主人捲 五錢

雜費 十二錢

合計 一圓三十四錢四厘

收支差引不足 十九錢四厘

以上の例に掲げた處の五家族は、いづれも皆、比較的幸福的な家庭であつて、家内に一人の病者もなく、主人も妻女も、互に相愛して、勤勉に家業に従事して居るのである。しかも概して、質素なる生活を送りつゝあるのである。

然るに、其家計は多く不足勝ちであつて、毎月末には、夫妻頭を不足の補充問題に悩まされなければならぬのである。

例へば甲の家族に於て、主人が酒を飲み、夫妻が煙草を用ゐ、新聞を購讀す

る等、稍贅澤の感があるが考へて見ると、唯一の慰藉物たるこれ等の物を彼等から奪ふのは、餘りに忍び難き事である先づ此位の生計は、身分相應として許さねばならぬ。

然らば八錢一厘、一ヶ月積算して、二圓四十三錢の不足を如何にすべき。況して、家内に病災等の如き、不時の失費の生ずる時には、如何にして備ふべきか？。

乙の家族の如きは、夫妻共に勤勉して、酒も飲まず、他人の二階に住居して極めて質素な、生活を仕て居るから、月に四五圓の貯蓄も出来るのであるけれども、何時まで斯くてあられる筈は無い、やがて妻女に幼児が生れたならば、丙の家族と同じく、其貯蓄を補足して、辛く生計を維持して行かれると云ふ、境遇に陥るのであらう。

丁の家族に至つては、我が子がありながら、我が手元で育てられず、他人に預けて、可愛い、顔をも稀れにしか見る事の出来ぬのも、生計の不如意の爲めである。今にして斯く勉強して、少しの貯蓄をでも仕て置かなかつたら、二人

三人と子供の生れた時には、如何なる慘境に陥るかも計られぬのである。

斯く勤儉なる、健全の家庭にして、以上の如き有様である。況んや、夫の一人の手に依つて生計を維持し妻子は三人四人の子供の養育に、終日暇なき家庭に於ては三度の食事の中、一度は薄き粥を以てし、日々の副食物の如きも、五錢六錢位にて済すが故に、菜の葉、大根のみを常に用ゐて魚肉牛肉の如きは一ヶ月に一回も覺束なき有様である。かゝる不如意の結果、米屋、醬油屋、に舊債重りて、爲めに一入高價なる米、味噌を買はざるべからず、我子が學齡に達するも就學せしむる事も出來ず、唯だ早く年長けて、マツチ工場、硝子工場へも行きて、少しでも家計の助けを仕て呉るゝを待つのみ、と云ふ如き憐れむべき實狀であるのである。

殊に、家長が飲酒の惡癖あり、妻女に家政を整ふるの能力を缺ける家庭、若しくは病者ある家の如きに至つては、其慘憺たる生計の狀態は、到底想像の外であるのである。

借財の結果は、夜逃げ、破産、一家の離散、主人の罪惡、妻女の亂行、殆ど

眼を開いて視る事能はざる程の有様である。

是等の如き自業自得の、悲惨の家庭は、少時論せずとするも、前記の如き正直にして、勤勉なる家族の苦しき生計は、必ずや彼等の精神、職務等に影響して、楽しんで其職業に全力を傾盡せしむる事能はず、常に何等か割よく、利益多き他の職業あらば、轉業せんとして、知己、親邊を頼りて物色しつゝあるのは、現今の一般職工の常態である。

事業の根柢、基本たる職工の心理にして、斯くの如き不安の狀況にあり、且つ事實に於て月々多くの轉業者、新陳代謝を生ずる紡織業の現状は、決して、斯業の爲めに慶賀すべき事ではないのである。

されば、彼等の生活難を救ふと云ふ事は、常に慈惠的に、憐れなる者を救ふと云ふ事に止まらずして、又た實に、事業の發展を期する上からも、重要欠くべからざる事なのであるのである。

然るに多數の當業者は、概して此事に關しては冷淡である。甚しきに至つては、彼等の貧困は、彼等の不心得の結果である。會社の干涉すべき限りでない

と済して居る人もある。又た或人は、ナニ米が高くなつても、彼等が勉強しさをすれば、行かれん事はない、貧乏だ、困るなぞと云ふのは、つまり彼等が怠けるからだと言せられた言葉も聞いた。

是等の言は、所謂暖爐の傍で、凍死人の風評をすると同一で、到底正鵠に當たる事は出来ないのである。

吾人は是等の如き當事者に向つて、今少しく深く彼等の實状を研究して、會社事業の重要な基本たる職工が、如何なる生活を爲しつゝあるかを知り、これに對して救済の道を講じ、安心して業務に就く事を得せしむる様にするのは決して無用の事ではないと云ふ事を、謹んで御忠告申し上げたいと思ふのである。

第二節 如何にして救済すべきか

斯の如き生活難の聲は、單り職工階級ばかりでなく、殆ど全國に充滿せる聲であつて、爲めに學者爲政者、其他の有志者の間にも、近來是れが救済の方策に就て、種々の研究が行はれつゝあるのは、社會の活問題たる國民の休戚に關する事であるから、必然の次第であるが、某々の工場に於ても、此聲に動かさ

れてか、近來其の救済法の講究を試み、且つ種々の方法の實行を見るのは、一面喜ぶべき事柄であると同時に、一面甚だ目出度からぬ事柄と云ひつべしである。

何故喜ぶべきかと云ふに、我が國の工場主が、其工場に使用しつゝある使用人を遇する事割合に篤く、其苦むを見ては直ちにこれを救はんとするの、美しい情誼の自然に備はつて居る事で、これこそ世界の萬國に秀で、我が工業が將來優勝の地位を占むべき、甚だ貴ぶべき、要素であるのである。

これが若し、歐米諸國であつたら、必ず組合の要求に依るか、若しくは同盟罷工の有つた後に於て、始めて救済策が講せられるのであらう。

然るに我が國に於ては、職工がまだ何とも云はず、何の要求をも爲して居ないにも不拘、一般社會の風潮を察して、早くもそれが救済策を講じ、以て使用者の苦しみを、未だ甚しからざる以前に於て、救はうと云ふ人がある如き、此の彼此の間に於ける、被救済者の心理状態には、大なる徑路があるのである。

これこそ實に、彼に在つては總ての葛藤は、同盟罷工に依つて戰鬪的に解決

され、我れに在つては、一切の事が、悉く工業主と職工との、情誼に依つて、圓滿平和に行はれて行く所以であるのである。

然るに、前述の如く、

『未だ彼等が何等の要求も仕ないのは、左程苦しく無い證據だから、救済法などを講ずるのは、早計である。』

と云つて、少しも彼等の生活難の實狀を顧す、これに對して何等の考慮も致さない工場主があつたならば吾人はこれを、

『我が工業の立脚地たる美風を破壊するの暴言』

と仕て、大いに其非を鳴らさなければならぬと信するのである。

更に、一面に於ては甚だ目出度からぬ次第である、と云ふのは、少しばかりの物價の變動に遇へば、直ちに他の救済を仰がなければ、家庭の幸福團樂を持續して行く事の出來ぬと云ふ如き、我が職工の不安な境遇、意氣地の無い生活を、悲しむものである。

されば吾人は、各社工場に於ける職工の生活難を、緩和すべき各種の實例を

見て、其工場主の美しい情誼を感謝すると同時に、これを受けつゝある處の職工の境遇を、更に大いに改善するの必要を、適切に感ずるものである。

現下、各社工場に於て實行し、若しくは近く實行せんとして、計畫しつゝある。

『職工生活救済策』

は、概して直接的の方法であつて、吾人の所謂、

収入の増加

を主とし、

安價なる物品の供給

を客として居るやうである。

現に、

三重紡績に於ける實例

を見るに、曰く

米價著しく騰貴し寄宿女工手には賄費補足の途あるも通勤工手には之を缺き

居るを以て當分の内左の通り臨時手當を支給す但し廢止の場合には一ヶ月前豫告す可し

一 通勤男工手中戸主又は家長として一家を成し居る者には出勤日數一日に付金參錢。

一 通勤男工手中家族、又は下宿し居る者には同様金貳錢。

一 通勤男工手中日給參拾錢未滿の者には同様金壹錢。

一 通勤女工手には出勤日數一日に付き金壹錢。

若し一ヶ月内缺勤日數三日を起ゆるときは男女を問はず各手當の十分の三を減し七掛の割合にて支給する事

右の手當は明治四十五年七月四日より實施す

以上

と云ふので、即ち、一人毎に若干の金額を補給して、以つて其収入の増加を計るのである。

第二に、

大日本人造肥料會社の實例

は、

使用人員中の不良者、全數の約十分の二を解雇減員し、其れが爲めに生ずる勞力の不足は、殘存者に定時間外、毎日二時間居殘せしめて補ひ、此殘業に對しては、時間割の分増し給を拂ひ、以て其収入の増加を計る。

と云ふのである。

第三に、

大日本麥酒會社目黒の工場の實例

は、

使用人一般に、給料の幾分を昇給せしめ、以て収入を増加せしむ。

と云ふのである。

第四に、

三田土ゴム會社の實例

は、

特別の調査員を設けて、職工各個人の家計の状態を調査せしめ、困難なる者には、最低一ヶ月金壹圓、最高一ヶ月金貳圓の程度に於て、補助金を給與すと云ふ事になつて居るのである。

以上の四つの實例は、其方法こそ違へ、いづれも其収入を増加せしめて、以て此の生活の困難を救はうと云ふのである。

斯の如き方法は慥かに必要である、物價の騰貴と、収入の程度とに、甚しい矛盾があればこそ、生活の困難も生じて來るのであるから、彼等の生活難を救ふの第一義は、収入の増加である事は、疑ひもない事柄であるのである。

けれども、無意味に金銭を彼等に與へると云ふ事は、或場合には、個人の自助心を毀損し、一種の怠惰者を作るの原因となるものであるから、これが方法に就ては、大いに研究を要するのである。

次に、

廉價の物品を供給する。

と云ふ事に就ては、

第一 富士瓦斯紡績會社の實例

に於ける、

辨當の供給

である。

此事は、關東の他の各紡績工場、及び關西の各紡績工場でも、大抵は久しい以前から、既に盛んに實行されつゝある所の事柄で、生活難を減少する上には大いに必要な、且つ有効な要務であるのである。

同社の押上工場に於ける實例に就て見ると、

朝食	一飯	三錢
晝食	一飯	四錢
夕食	一飯	四錢

計 一日三食分 代金十錢

で、希望者に供給する事になつて居る。

これが食用者は、計算係に就て食券を受け、これを食事の都度賄係に渡して

食事をするので、さうして其食券は月末に、各個人の給料の中から、控除徴収するのである。

故に、職工は食事と云ふ事には、何の苦勞も要らず、勿論米價の高い事も、何の苦痛も與へないのである、

されば、通勤工の約七割は、此社給の辨當を常食して居るとの事である。

第二 東紡橋場工場の實例
に於ては、

米の廉價賣渡し、

と云ふ事を行ふて居る。

此事も珍らしい事では無く、關西の各工場に於ては、十年以前より、既に實行しつゝある處で、殊に鐘紡の如きは、自工場に精米場を有して、此所に於て精白した良質の米を、安價で、配達までさせて居るのである。

其他大紡でも、攝津紡でも、合同紡績でも皆な此事には、立派な設備を有して居るので、既に通常の事務となつて居て、今更ら生活難救済策として、數へ

上げるのは少しく陳腐の様であるけれども、米價の騰貴が、生活難の最大原因である今の折柄には、大いに有効な方法であるから、茲に其方策の一として記すのは、決して無用の事ではあるまいと信ずるのである。

以上は吾人が、近來見聞した、各社工場に於ける、生活難救済策の實例一斑であるのである。

他の各社に於けるものも、大抵大同小異であつて、此の種の例の如く、

収入の増加

物品の安價供給

の二策より外には、出でないやうであるのである。

是等の方法、即ち直接に生活に必要な、物資を多からしめる事、及び必要な物品を容易に得せしめる事等は、勿論彼等の難を救ふ上には、第一義とも云ふべき事項であるから、吾人はこれが實行を推賞し、且つ斯の如き方法の普及を希望するものであるのである。

けれども、生活の救済策を、これ以上に良法の無いものと思ひ、此程度に止

めて置く事は、甚だ不可であると、吾人は信ずるものである。

何とならば、物質的方法を以て、彼等の難を救ふと、云ふ事は、現在の事情已むを得ずして行ふ處の所謂、

權道。

であつて、決して正道ではない。

總て、他から物質を惠まれて、それに依て生活を立て、行く處の者は、必ず貧窮者に限るべき者である。

我が職工は、決して貧窮者として、待遇すべき者ではなく、現に貧乏なる多數者も、これを導くに宜しき方法を以てしたならば、貧窮者たる境遇から脱出し得べき見込のある者である。

故に、彼等が現在の困窮を救ふと同時に、將來は他の恩恵を受けずして、自立し得る様に、彼等の境遇を進め、貧困の境遇から脱出せしめ、さうして少しい位の物價の高騰に會へばとて、直ちに生活難を訴ふが如き、意氣地の無い、弱者たらしめない様に、漸次其抵抗力を養はしめなければならぬのである。

然るに、單に物質的の保護を加へて、彼等を救ふと云ふ事に止めて置くのは、管に彼等の境遇を進めないのみならず、反つて彼等に依頼心を起さしめて、健全なる自助心を毀損するものであるから、物質的の保護を與へるに就ては、必ず他の境遇の改善法を加味して、彼等が怠惰者にならぬ様に仕向けねばならぬ。吾人は次にこれに就ての卑見を述べやうと思ふが、それが項目は、

第一 境遇の改善

として、

A 収入の増加

B 生活法の利導

の二事を數ね、更に、Aの収入の増加には

I 勤勉奨励

2 勞力の効果増進

3 妻女の共稼

4 内職の奨励仲介

5 貯蓄の奨励

の五事を數へ、是等の事柄を同時に行ふてこそ、始めて眞に収入を増加する事が出来ると思ふのである。

實際是等の諸項は、併行せしむべき要項であつて、此中の一つや二つが行はれて、他の事項が缺けて居ては、何の効力もあり得るものではないのである。例之ば、給料が増すとか、他の補給金を受けるとかして、直接の収入が増したとする。

ところが其人が、それに安心して怠惰者となつて、一日二日と惰け休みを仕たならば、収入の増加は、唯だ聲のみで、其實の無い事となつて仕舞ふのである。

更に、其主人が収入も増し、勤勉業務に力めたと仕ても、其妻女が家に遊んで居て、井戸端會議に、其辯舌を誇り、買食に浮き身みやつして居たならば主人の苦勞も水の泡ではあるまいか？

故に、吾人は収入の増加には、必ず以上の五項を必要として、これが併行を

計る事が必要であると思ふのである。

現今の各社に於て、職工の生活難を救ふに、彼等の収入の増加を計る事を主として、考へつゝあるやうであるけれど、吾人は夫等の當事者に、上記の諸項を併び行はしめるの、用意ありや否やを、質したいと思ふのである。

次に吾人は、Bの生活法の利導と云ふ事を、収入の増加よりも、更に重要な事柄として、これを細別して、

- 1 飲酒の禁止
- 2 賭博の禁止
- 3 趣味の向上
- 4 時の利用法
- 5 物の處理と觀念
- 6 廢物の利用法
- 7 買物の心得
- 8 料理法の研究

9 家政法の講習

の九項と爲るのである。

収入の増加のみでは、彼等の生活を向上し、境遇を進めると云ふ事は出来ないのである、彼等の生活難は、主として生活法の拙劣なのに因るのであるからこれを利導して、教へ導くのは儘かに、救済法の一方法である。

第二 經濟の整理

と云ふ事を、生活難救済の、第二義として吾人は、第一の境遇の改善と共に、併行せしむべき事としこれを、

甲 借金の整理

乙 安價なる物品の給供

丙 生計の整理

丁 住宅問題

戊 病者の扶助

の五つに大別し、更に、甲を、

I 高利の借り換え

2 懸買の禁止

3 消却法の確立

の三項に細別し、乙を、

I 米の原價供給

2 日用品の分配

3 消費組合

の三項とし、丙を、

I 計畫ある生計

2 眞面目の生活

の二項とし、丁を、

I 社宅の貸與

2 住宅料の補給

3 交通の補助

の三項とし、戊を、

- 1 職工の無料診療
- 2 家族の診療
- 3 共済制度

の二項に細別仕やうと思ふのである。

以下是等の諸項に就て、吾人の論ずる處に聞かれん事を、讀者諸君に向つて希ふのである。

第貳章 境遇の改善策

第壹節 収入の増加

近來、倫理界に於て、新しい説として、稱せられて居るのは、

「人生の幸福を増進するに就ては、

一 境遇の改善

二 慾望の整理

と云ふ、二個の事柄が併行して進まなければ、到底全き結果を得る事は出来ぬ」

と云ふ説であつて、此説は最新の處世道德として、「實用主義」なる名の下に、我が國にも大分勢力ある説である。

吾人も此説には、大いに賛同するものである。何となれば從來の處世道德、殊に我が國の教訓は、

うへ見れば及ばぬ事の多かりき

笠着てくらせ己が心に

的の消極主義説であつて、

「人の慾は限りなく、又た恐るべきものである。故に出来得る限り、自己の慾を抑へて、不自由不満足を忍んで暮す、その中に人生の幸福はあるのである。」

と教わるのである。

斯の如き制慾安分的の處世法が、一面に於て人生の幸福を招來する、重大な要素である事は、吾人も疑はぬ處である。けれども、これでは一つの箱の中へ入つて仕舞つたと同様で、向上進歩と云ふ事が無くなつて仕舞ふ。

即ち、職工はいつまでも職工、人夫は代々人夫で居て、其人に如何に器量があつても、其子孫に賢明な者があつても、其器量を活用して、向上發展する事が出来ないのである。

「字を知るは苦を知るの始めなり」

と云ふ語は、此様な處世法に於ける、人生の状態を云つた言葉であるが、實際制慾安分主義の人は、何事をも知らずして、コック／＼唯だ自己の仕事を守つて働いて居れば、それが即ち幸福なのである。

かう云ふ處世法は、決して全然悪い事はない。けれども、現今の時代から云へば、多少變更しなければ通用し悪い様に思はれるのである。

この處世法の改良策として、世に出て來たのが、前にいふ、

「實用主義」

なのである。此新處世法に於ては、

「人間は、自己の努力と、社會の進歩とに依つて、自己及其同伴者の境遇を漸次向上改善して行くべきものである。然しそれを遂行仕やうと云ふには限りなき慾望を縦まゝに働かしてはいけない。これを制御整理して、其現在の境遇に適應した程度に止めて行かねばならぬ。」

と教わるので、即ち、此自己の境遇を進歩せしめやうとする努力と、自己の慾望を整理して安全な生計を執つて行く事との、二個の事柄が一致する處に、

人生の幸福がある。

と云ふのである。

吾人は、工場の当事者が、職工を待遇するの方針も、此主義に依つて、彼等の境遇の改善進歩と云ふ事を、第一の要義として、それを爲し遂げる必要上、勤儉貯蓄を爲すべく教へて行かねばならぬと思ふ。

假令ば、寄宿舎の女工に、貯金を奨励するに就ても、單に、慾を制して後日の計を爲せと教へず、自己の境遇を改め、自己の品格を高くするには、物質的の蓄積と云ふ事が必要であるから、甚だしく苦痛でない限りに於て、貯蓄をしなければならぬ。と教へるのが、現世の要求に適した、最も有効にして、且つ健全な奨励法であると、吾人は信するものである。

社宅工、通勤工等の、生活を安全ならしむる方法も亦た、必ず、此積極と消極との一致中和した方策に依らなければ不可である。

故に吾人は、彼等の生計難救済問題を論ずるに當つて、先づ始めに、

境遇の改善

に就て、考へて見やうとする次第である。

さて、彼等の境遇を改善せしめるに就ては、第一に考へねばならぬのは、何うしてもやはり、

収入の増加

と云ふ事である。

しかし、吾人の茲に云ふ處の収入の増加と云ふのは、單に職工の賃銀を引上げよ、と云ふのではない。

又た、今直ちに、一家の収入を増さうと云ふのでもない。

堅實な方法によつて、少くとも、人間らしい生活を營んで行く事の出來得べき、確實な、安全な道を、彼等に踏ませたいと云ふのである。

そこで吾人は、

如何にせば、彼等をして物質的に、安全なる境遇に至らしめ得べきか、

と云ふ事に就て、考へた結果、これには次の如き、數箇條の要素があると云ふ事を知つたのである。

即ち、

- 1 勤勉の良風養成
 - 2 労力の効果増進
 - 3 妻女の共稼
 - 4 内職の奨励仲介
 - 5 貯蓄の奨励
- の五事である。

此中、

1 勤勉の良風養成

と云ふ事は、此問題の解決には、最も必要な事項であつて、何人も直ちに考へ附く處、決して珍らしい事ではない。

しかし、云ふは易くして、行ふは難しで、實際此事を論ずる人はあるが、行ひ得た處は極めて稀である。

吾人の狭い知見に於ては、日本紡本社の、社宅に於ける施設が、此種のもの

の唯一の模範であると思はれる。

同社のものとても、未だそれを實行し始めてから、僅かに一ケ年三ヶ月計りしか経過しないのである。

然るに其成績は甚だ良好であつて、社宅在住者全般の氣風が、全然一變して從來多かつた、賭博を爲し若しくは飲酒の結果喧嘩を爲し、借金の爲め夜逃げをする者の如きは、悉く其跡を斷ち、從來二割内外なりし缺勤者率は、一割以下に低下したと云ふ事である。

殊に驚くべきは、社宅二百二十戸の貯金が五千餘圓に達し、一戸平均二十三圓餘に達したと云ふ事である。

斯の如き好成績を挙げ得た處の、同社の施設方法に至つては、確かに、

勤勉の良風養成

の模範として、一般に推奨すべきものがある事を認めるのである。

如何にして同社の社宅が、短日月の間に斯く迄に改善せられたかと云ふに、これには種々の原因もあらうけれど、吾人の認める處では、

- 一 係員に其人を得たる事
- 二 間斷なき實行の結果
- 三 自助的方法

の三事に過ぎまいと思ふ。

中にも、第二と、第三との二項は、最も有力なる原因である。

主任内田氏始め、係員平川氏等が、其職務を自己唯一の楽しみとする程に、熱心に忠實に力を盡し、且つ總ての事を、自己先づ實行して、然る後一般に責ると云ふ如き、統御者として極めて善良な、人物である事が、斯の如き成績を挙げ得た、素因である事は素より云ふまでもないのである。

けれども、如何に其係員が熱誠の士で、其人格が立派でも、唯だそれだけでは速かに好い成績を挙げると云ふ事は、困難であると思はれる。其人物の善良なるに加へて、適良なる方法が伴ふてこそ、始めてよい成績が見得られるのである。

吾人は、現今の各社工場に於ける、係員諸氏の中には、適當な良係員である

と、讃詞を呈してよい人が決して少なからぬ事を信ずる。

然るに此方面に於ける成績の、見るに足る者の多からぬのは、つまり方法が其宜しきに適さないものであらうと思ふ。故に吾人は茲に、少しく其方法に就て記述しやうと思ふ。

然らば其模範的方法とは何かと云へば、一つは前に挙げた、

不斷的の改良法勵行

である。即ち、同社の社宅に於ては、

- 甲 團長會
- 乙 相愛會
- 丙 戸主會
- 丁 主婦會

と云ふ如き、數個の會合を組織して置いて、毎月必ず一回若しくは二回三回開催して、絶えず怠らず、シツキリ無しに、勤勉、矯風、同忙、自助、清潔、秩序、貯蓄、等と云ふ觀念を、手をかへ、品をかへて、注入また注入し來つたの

である。

其結果同社の社宅に於ける風紀は漸次改善されて、其主動者たる内山氏でさへも、始めに於ては、豫想せられなかつた程の、出来栄を挙げ得たのである。總て物事は、理屈から云つては困難な事でも、實際行つて見ると、意外に容易な事もあるものである。

それ故、

案じるより生むが易い

と云ふ俚諺さへもある理由であらう。

殊に職工に關する事柄は、一層かういふ傾きがある。即ち、

百の空論よりも一の實行を貴ぶ

のは、職工問題上の秘訣である。

日本紡の社宅改善法は、全く此秘訣を實行して、絶えず、怠らず、

雨垂れが石を打つ

如く、幾度もくく繰り返しくく、在住者を指導啓發せられた苦心と努力の、

積り重つて、即ち上記の如き短日月の間に、驚くべき好成绩を示したのである

故に吾人は、職工社會に勤勉の良風を養はしめやうとするには、別に妙法奇策のあるべき筈はない、唯その指導者が、確乎不動の精神を持して、困難に挫けず、障礙に阻まず、しかも成功を急がず、一步一步身を以て衆を率ゐるの方針の下に、勤勉の價值、正直なる労働の樂しみを、彼等の腦裡に滲み込ませる事が、第一の方法であらうと思はれるのである。

しかしながら、此不斷の指導にも、多少の方便、手段は必要なので、それは一 同一事を繰り返して教ゆるにも、常に工夫して、新しき事の如く思はしむる様に仕向ける事。

二 多少の興味を以て、聞かしむる様に施設する事。

の二事である。

此點に於ては、内山氏始め日本紡の係員の人々の遣り方は、甚だ巧みである。これは確かに、總ての職工問題上から言つて、大いに學ぶべき事であらうと信ずる。

さて次ぎには、

自助的と云ふ事

これは、同社に於ける、最も優れた方法の一つで、即ち、勤勉の良風を實行せしめるに、係員は餘り喧し、言はずして、

一 組合員の共勵

二 團長の盡力

の二つに重きを置いて居るのである。

此中、組合員の共勵といふのは、社宅五戸宛を合せて、一箇の組合とした、所謂五人組制度の如きものに依つて、互に相共勵せしめるのである。

即ち、此組合中の五戸は、總ての事に對して、連帶の責任を有して居るので萬一自己の組合内から賭博とか、喧嘩殺傷の如き、不良な事をする輩の出た時若しくは火災の如き失態を生じた時には、其組合員全体が處分を受け、若しくは、他の組合に向つて謝罪を爲なければならぬのである。

其代りには、其組合内から、善行者が出るとか、社宅全体の公益になる事を

行ふた人が出た場合には、其組合の五戸の人が賞められ、組合内の誇りとなるのである。

かういふ風な組織であるから、組合内居住の人々は、互に注意し合ひ、戒め合ふて、善良な風儀に進むのである。

例へば自分の組合内に、賭博の如き不良事を行ふ者があると、四戸の組合員は決して黙つては居ない。

必ずこれを團長に上申して、排斥する事にするのである。これに反して又た組合内に孝子、貞婦の如きがあると、他の四戸がこれを保護し、且つこれを團長に上申して、其表彰を乞ふのである。

此組合の上には更に團があつて、組合五箇以上七箇を以て組織し、これには團長と云ふものを置き、其組合同士互に共勵せしめて、惡風を矯正し、良風を興すやう仕向けてあるのである。

次ぎに、團長の盡力といふのは、上記の各團に置いてある團長が、互に相競ふて其團の爲めに盡力するのである。

此團長は、戸主會に於て、團内の戸主に依つて、互選にて選出、これを係員が許可任命するのであつて、任期一年の名譽職であるのである。

しかも、其働は金錢報酬の爲めにするのでないから、眞に献身的で、随分困難な問題でも、づんづん解決して行く。

かういふ、種々の事が原因となつて、日本紡の社宅は、僅かの時日の間に、見違へる程に改善されたのであると、吾人は認めるのである。

要するに、勤勉の良風を彼等に養はしめるには、間斷なき刺撃、自助的方法と云ふ二つの事が、最も必要な事であらうと思ふのである。

2 勞力の効果増進

収入の増加を計るべき第二の要件としては、各個人の勞働の効果を増進する事である。此事を成し遂げるには、少くも、

- 一 休養の完全
- 二 教 育

の二事が必要であると思ふ。

一体現今の職工が。概して其勞力が鈍く、従つて其功果の低いのは、何故であるかといへば、

- イ 勞力と休養との、區別の正確ならざる事。
 - ロ 過勞の爲め、身心常に明快ならざる事。
 - ハ 常識低き爲め、仕事に對する能力高からざる事。
 - ニ 無教育なる爲め、事物に對して、研究的の精神なき事。
- 等が、主たる原因であるのである。

故にこれが矯正策としては、以上の諸項に對照して、即ち前記の如き、

ア 休養の正確完全。

イ 常識、及び技術的教育。

の二事が必要になつて來るのである。

扨て此二事に就ての模範的施設を求めて見ると、第一の休養の正確と云ふ事に就ては、鐘紡の各工場に行はれて居るものが、全國の諸會社工場に優れて、ものと稱する事が出來やうと思はれる。

それに就ての詳しい事は、いづれ他日稿を改めて、述べやうと思ふが、茲に其大略を記して見ると、同社に於ては、

- 一 毎日晝夜共、十二時の中食時に、三十分宛の停轉を行ふ事。
- 二 毎日の朝夕の交代にも、三十分宛の停轉を爲す事。
- 三 毎交代日の夜は必ず休轉する事。
- 四 職工の出勤時刻を、二番汽笛の後とし、それよりも、余りに早く出勤する事を止める事。

等の諸項であつて、これ等は尋常の企業家には到底思ひも及ばぬ事で、職工の身心上に偉大な効果のある事、従つて其勞力の効果を直接に増進せしめて、同一工場の使用人員を減少し、各個人の所得額を向上せしめる事が出来るのである。

第二に、教育の方面に於ては、各社共其必要を認めて、種々の方法を設けて其實行を計つて居らるゝのであるけれど、其中に於て、攝紡木津川工場に於ける、工手研究会と、鐘紡の各店に於ける、工手談話會の二つが、最も有効な模範的のものと認めらるゝのである。

此二つの大略を語らうならば、前者は工男中の有志者を以つて組織し、技師中の學校出の若手連を講師として、技術の基礎となるべき學科教習を受けるのである。

後者は、同じく工男中の有志者を以て組織し、毎月一回若しくは二回の會合を催し、其席上に於て、工務主任以下の講演、會員の研究發表等あつて、一は智識の向上を計り、一は一般工手の職業に對する、研究心を啓發せしめるのである。

是等の事は、いづれも間接に彼等の勞働効果を増進せしめ、従つて其の増加境遇の改善を爲さしめるの重要事である。

故に、現今の生活難を救ふ應急法としては、迂遠な様ではあるけれども、此問題の解決には、根本的の方策として、必ず考へなければならぬ事柄であらうと思はれる。

3 妻女の共稼

4 内職の奨励

次に、生活難救済法として、直接考ふべきは、妻女の共稼ぎ、内職の奨励の二つである。

社宅、通勤等の工男の家計が、頗る苦しいにかゝはらず、主人一人の働みに頼つて、坐食徒手して居る家族が、比較的多いやうである。

よし内職を仕て居ても、大抵は遊び半分で、少しの金銭を儲けても、其代りとしてそれよりも更に多い程の金を、自分の衣服、化粧品や買食ひの代に費ひ捨てる者もあつて、

眞に良人の苦痛に同情して、これを助ける爲めに働くといふ、献身的婦人に至つては、極めて稀れな様に見受るのである。

これ實に歎かばしい次第である。されば、誰かの云つた、

民風を興すには先づ婦女を教ゆべし

といふ言葉の如く、職工の生活難を救ひ、其境遇を進めるには、先づ此妻女之心懸けを、改めさせるが、何より急務である。

これには、少くとも、

イ 主婦の風儀を矯正する事。

ロ 育兒所を設け、帶兒者の子を預り、以て母に勞働の便を與ふる事。

ハ 内職の奨励を爲し、進んで、適當なる職業の紹介を爲す事。

の三項が必要である。

第一項に就ては、日本紡の主婦の會が、極めて有効な模範的方法である。それは、毎月一回宛、社宅中の主婦を集めて、宗教家、教育家の講演を聞かせ、種々の手段を以て刺撃して、彼等を良風に導くのである。

第二項には、嘗つて記述した、倉紡の保育所が、最も優れた模範的方法である。と認める。此の保育所に就ては、更に稿を新しくして記述する心算であるが兎に角これあるが爲めに、數多の母が工場に出て共稼ぎに就く事が出来るので彼等一家の生計上に就ては、頗る大なる助けとなる事柄であらうと信ずるのである。

第三項に就ては、吾人の寡聞なる、未だこれぞと云ふべき、模範的方法を見

出し得ないけれど、此事は早晩、必ず社宅経営上の肝要事項として、當事者の研究を要するに至るのであらうと思はれる。

5 貯蓄の奨励

何處の家庭にも、貯蓄の缺くべからざる事は云ふまでもない事であるけれど殊に職工の家庭に於て、其生活難を救ひ、境遇の改善、一家の安全を計るには貯蓄の肝要な事は更に云ふまでもない事である。

けれども、此貯蓄を爲さしめるに於ては、

イ 決して、これが爲めに生計上の苦痛を増さしめざる事。

ロ 一日一錢づゝ貯蓄する如き、零細なる金銭を、不斷に積み重ねるの習慣を興ふる事。

ハ 積極的貯蓄、即ち、妻女が内職の収入を積み、主人が賞與金を積むが如き、人心を奮起せしむる的方法を奨励し、所謂、食ふものも食はずして貯むる如き、消極的方法を避くる事。

等が必要である。

要するに、此収入の増進と云ふ事に就て、種々の施設を行ふには、必ずそれが爲めに、彼等を過勞に陥らしめず、消極的思想に陥らしめずして、

境遇の改善

慾望の制御

の二事が、併行して進むやうに仕向けると云ふ事を、第一義としなくてはなるまいと思はれるのである。

第二節 生活法の利導

職工の境遇を改善向上せしめるに就ての、第二の必要な事柄は、彼等を善良な生活法に導き教へて、其日其日を楽しく送らしめる事である。

従來彼等の多くは、極めて長閑なる田舎に人となつて、簡朴な生活に慣れて來たのであるから、それが急に都會へ出て來て、雜駁な生活、殊に内實はヤリクリ算段をして居ても、表面は体裁をつくり、質屋通ひをしても、夕酌の膳には、鮮らしい刺身をつけるやうな、コミイッタ生活の社會へ入り、漸々それを見ならつて、一種變則な半都會生活的に陥り、爲めに金はイクラ儲けても

儲けても、何時も足らぬ、足らぬで、萬事心のまゝに爲らず、加之米櫃のガタツクのと家内の風波の度とは、必ず比例するものであるから、彼等の多くは、其生活に、楽しみと云ふ事は全く絶無であるから、常に自分の境遇を咀ひ、生活を悲觀し、其結果は、無氣力な、因循な、さも疲れ果てたやうな、憐れな劣敗者の如き、風采心理に成つて仕舞ふのである。

近來、斯くの如き、田舎出の職工が、都會の生活風に染むのを防ぐ手段として、成る丈け田舎風の生活状態を持続せしめやうと計る、工場當事者もあるやうであるけれど、それは、彼等を工場社宅、若しくは其附近に永住せしめて、所謂永久的職工を造らうと云ふ理想には、全然背戻した事であつて、これではほんの一時的、出稼的で、永く都會の地に住居せしめる所以ではないのである。彼等をして都會の地に住居せしめやうとするには、都會の空氣、風俗に適應して、而も其弊に陥らぬ堅實な、健全な生活法を彼等に採らしめねばならぬ、でなければ油の中へ水を入れた様なもので、到底永つゝきの仕さうな筈はないのである。

故に吾人は、彼等をして安心して永く、社宅若しくは、其附近の地に居住せしめるには、今日の如き半都半鄙的の不健全な、憐れな生活を改めさせて、しかも純田舎的の簡朴な生活でも無く、善く其土地の空氣に適應した、健全な、新生活法を作り出して、彼等をして、これを實行せしめるやうに仕なければならぬと信ずる。

これが即ち、茲に吾人が述べやうと思ふ處の、

生活法の利導

と云ふ事であつて、モウ少シクダイテ云へば、

適當なクラシ方の教へ導き

である。此事は職工の生活難を救済し、境遇を向上せしめ、安心して楽しく、永住せしめるには、必ず缺くべからざる事であつて、

永住的職工

と云ふ者を作るの基本であるのである。

吾人は、唯だ家居を貸與し、相當の収入さへ得さしめたならば、それで直ち

に永住的職工が出来るものと思つて、此肝要な、生活法の利導と云ふ事に至つては、少しも考へ及ばない、現今の或種の工場當事者に向つて、其熟考を切望するものである。

サテ、健全な生活法と云ふのは、如何なるものであるかと云ふに、これは、決して一つや二つの型へ入れたやうな、かう、あゝと云ひ得べきものではない。

其家族の所謂家風と云ふものもあり、其家長の性格にもより、又其主婦、老人、子供等の性質、關係等種々複雑な事情があつて、十人十種、十戸十様であるから、これを或る一つか二つの形式の下へ、服従固定せしめやうと考へたならば、それこそ、到底不可能な事であるばかりでなく、寧ろ爲めに大いなる弊害を招く事にならうと思はれる。

此様な例は、吾人の眼前に、幾つも現に示されてあるのである。

故に、健全な生活は、形式に囚へられず、物に制禦せらるゝ事なく、自由で獨立であつて、しかも、其中に一定の方針が確立して、決して放縱でないものであるべきである。

吾人は、これを一口に、

愉快に、安心して、其日其日を送つて行かれる生活と云はう。

即ち此樂しき、安心な生活こそ、人間の眞正な幸福事であつて、我々はこれを得んが爲めに、二六時中努力しつゝあるのである。

其眞生活を彼等に教へ導く事が、肝要なのであるのである。

吾人は、此の「眞生活法」の要素として、少くも左の、

- 1 飲酒の禁止
- 2 賭博の禁止
- 3 趣味の向上
- 4 時の利用
- 5 物と處の觀念
- 6 廢物利用
- 7 買物の心得

8 料理法の研究

9 家政法の研究

の九項の條件が必要であると考へるものである。

左に條を追つて、これを畧説しやう。

I 飲酒の禁止

飲酒と云ふ事が衛生上及精神上に於ける、人間の一大毒物であつて、家庭の生活を破壊し、家族の幸福を奪ひ、家長が飲酒を爲す處の、甲の家族の如きは生計が甚だ豊かならずして、日々に不足を生じつゝあるのである。若し此の不足を補ふの道が無かつたならば、一ヶ月二圓四十錢、一ヶ年二十八圓にながしと云ふ借金が出來て行く筈である。しかも此の借金が、若し現時の彼等の社會に於ける、一圓に對する月利五錢六錢と云ふ如き、高利であつたならば如何であらうか、二年三年の後には、驚くべき負債となつて、彼れは破産し、彼れの家庭は、離散しなければならぬと云ふ如き、悲惨なる結果を來しはしないであらうか。

然れば若し彼れ家長が、自己一夕の微醉は、家庭破産の害源であると云ふ事に氣がついて、眞に妻を愛し、子を愛し、我が家と思ふならば、斷然酒を廢して、家計の困難を救ひ、併せて自己の身体及精神の健全を計るのが、當然の事と思ふ。

要するに飲酒は、家庭の和樂を破壊し、其の個人の身心を害する毒物であるから、所謂眞の生活法からは必ず之を除き去らなければならぬと思ふ。

併し彼等が一合の晩酌は、現今に於ては、一日の勞を慰むべき唯一の慰藉物であるから、消極的に之れを禁止して仕舞ふと云ふ事は、不可能事でもあり又却て面白からぬ結果を來すものであるから、之れを矯正するには必ず他に之れに代るより有力な慰藉法を設けて、其れに依りて積極的に彼等の良心の働きと相俟て、自然に其の惡癖を已めるやうに計畫することが肝要であると思ふ。

2 賭博の禁止

次ぎに現今の職工社會に於ける惡癖で、家庭破壊の力を有つて居る恐るべきものは賭博である。

之れは云ふまでもなく、吾が國法の禁止する處であるから、各工場とも充分注意して社宅などで、如斯ことの無きやうに取締つて居るやうであるけれども、まだ、眞に其の跡を斷つては居ないやうで、随分度々是事が行はれて居つて爲めに家庭の幸福を破壊する例がまだ全然跡を斷たないやうである。

是に就て日本紡績の社宅に於ては、毎度集會の度毎に賭博することが身を亡ぼし、家を破るの基であることを繰返し、訓戒すると同時に、他の一方に於ては組合の力に依りて之れを矯正することに仕て居られる。

此の組合なるものは、五人組制度に倣ふたもので、社宅五戸を以て一の組合とし、其の組合員は賭博の如き惡事に對しては、連帶の責任を持つことにしてあるのである。

即ち或場合に甲乙丙丁戊の五家族があるとすると、其内の乙の家にて竊に人を集めて賭博をなすつゝありとすれば、其れを甲及丙丁戊四軒の家が、少しも知らないで居つて係員若しくは警官に發見せられたとすれば、此の四家族は實際其事に關せざるに係はらず、甲の家と同等の責任を負はなければならぬのである。

である

如斯風になつて居るために彼等は注意をして互の行爲を監督し、萬一左様の惡事を竊に行ふ家があつた時には、其組合員は相談して、其の者に警告をするか若しくは係員に申告して出ることになつてある。

それで幾度も改めないものは、係員に上申して、其組合内から退去せしむることを要求するのである。

如斯場合には他の組合員も亦其組合の上に置かれてある團長も共に其れに聲援して、其の惡しき家族を放逐する事に盡力するのである。

如斯譯であるから、會社の社宅に於ては、賭博と云ふ如き事は、全然其跡を絶て、之れを常習として居つた二三の家族の如きは、遂に排斥されて逃走したと云ふ如き有様である。

是等は自治的の矯正法であつて、嚴重な制裁法を設けて、之れを抑壓的に禁止するよりも却て効力あることゝ信するのである。

3 趣味の向上

前の如き飲酒だとか、賭博だとか云ふやうな、家を破り、身を亡ぼすべき不良事を、良く知りながら尙之れを爲すもの、跡を絶たないのは彼等の趣味が極めて低くして、他の高き美はしき快樂慰藉等を味ふことが出来ないから、己を得ず如斯強烈なる刺撃を以て其の呪ふべき不平勝な生活の間に於ける唯一の慰安と爲しつゝあるのであつて、若し彼等に今少しく他の事物に對して其の趣味を味ひ得る高尚な情緒があつたならば、彼等と雖も其の恐るべき毒物に親む如き事は無からうと吾人は信ずる。

故に彼等の生活法を利導して、眞の幸福なる生活に入らしめやうとするには彼等の趣味を開發向上せしめることが必要であると思ふ。

併し是等は到底一朝一夕では行ひ得べき事ではない、徐々に不斷の努力を以て養成啓發せしめなければならぬ。

其の方法として、吾人の心附いた處を列舉して見ると

- 一 集 會
- 二 讀 書

- 三 娛 樂
- 四 園 藝
- 五 散 策

此の中第一の集會は、矢張り日本紡績の社宅等で行ふて居らるゝもので、或は戸主の會とか主婦の會とか或は老人の會とか若しくは小兒の温習會とか云ふやうな具合に、月の内に大抵四五種の集會を催し、其の都度々々に有益な講話を聞かすことは勿論であるが、其の外に薩摩琵琶とか、講談とか、謠曲とか、音楽とか云ふやうな、較趣味の高尚な娛樂物を彼等に聞かしめて、係員は是等のものゝ趣味のある所その演ずるものゝ事柄の説明を叮嚀に彼等に解かるやうに解釋して聞かせるのである。

如斯にして、漸次回數を重ねて行く中には、初まりは浪花節位しか解からなかつたものが、漸次種々なるものも解るやうになつて、凡ての催物に對して興味を持つやうになつてくるのである。

次に讀書と云ふことも亦彼等の趣味を養はしめる一つの有効なるものである

現に福島紡績の本店に於ては、通勤者の爲めに、共勵會文庫なるものを設備して、彼等に書籍を無料にて貸與することにしたが、其の事初まりて以來、彼等の間には夜間等は小説とかお伽とか云ふやうなものを貸りて行つて、一家團樂して之を讀て聞かせると云ふ如き家庭的の趣味を味ふものは漸次増加し、爲めに従來夜遊をして無益の金子を使うたものは、漸次に其れを止めて家庭團樂の樂みが、夜遊等に比して遙かに深いものだ云ふことを感ずる美風が出来て來たといふことである。

第三の娛樂としては、鐘紡京都支店に於ける鐘紡俱樂部の如き、同社兵庫支店に於ける謠曲會の如き若くは武藝會の如き、其他圍碁、將棋、テニス、歌ガルタの如き娛樂物を設けて彼等をして是等の遊戯を味ひ得べく設備することも彼等が業務の勞を慰藉する一面に於て其趣味を導いて向上せしむるの一助となるものであらうと思ふ。

就中謠曲の如きは他の勝負事と異りて、一人でも是を樂むべく又多人數でも樂み得べく而も他のもの、如く或る定まつた俱樂部とか會場とかへ行かずとも

家庭の内に於て樂むことの出来るものであるから、之を以て彼等の娛樂とし、且つ其れに依りて趣味の向上を導くことが出来る最も良き娛樂物であらうと思ふ。

第四に園藝の趣味である。是れも日本紡績の社宅で行はれてあるところのものであるが、一ヶ月に三回とか四回とか日を定めて各自の盆栽花卉等を持ち寄せ、園藝品評會の如きものを催さしめるのであつて、其の賞玩の標準が普通一般の、直段の高き物を喜び、鉢の美麗なものを誇るといふやうな意味でなくして、一本の松、一輪の草花でも、能く培養の手が行き届いて生々とした自然の趣を味ふといふやうな標準で以てするのである。

是れが爲めに同社の社宅中には園藝に對する美はしき趣味が盛に養はれて身分相應に夫れ／＼少くとも五鉢や六鉢の鉢植を持たないものは無い程の有様である。

第五の散策といふのは、春とか秋とか時候の良い時を選んで老人組とか、青年連とか娘連とか、妻君仲間とかいふやうな大抵年齢なり趣味なりの似たやう

なものを一団体として、之れに係員が附いて腰辨當草鞋的で其の人々の足に適當する程の所に散策を試みるのである。

そして其の途すがら及び目的地の名所舊跡等に就いては成るべく興味ある説明を與へて一面に於ては彼等の積日の勞を慰むると共に趣味の向上を導くといふことも面白い事であると思ふ。

要するに彼等の多くは教へられずして知らざるものであるから、彼等の無智低趣味を責むる前に、先づ之に教へ導くの必要を感じなければならぬ。

特に其の無智低趣味が直ちに彼等の現今の如き不良なる生活法となつて表はれて居るのであるから、其悪習を矯正して眞の生活法に入らしめやうとするならば、何よりも先に彼等を教へるといふことを考へる事が肝要である。

而して其の趣味の向上の如きは、時に臨み機を見て絶わす指導啓發することが大切であるのである。

4 時の利用法

眞の生活法には、時の利用といふことが必要である。

現今の社宅及職工部落に於ける弊害の一として數ふべきは、時の濫用である現に彼の井戸端會議の如き、用もなき他人の陰口や詮議に半日の時を空費し爲すべきの家事や兒童の保育等を怠る妻君連中が頗る多いのである。

如斯時間の空費は、生活上の秩序を亂し、家庭の幸福を阻碍するの害因となるべき悪癖であるから、彼等に向つて時を重じ、時を利用するの、大切なことを知らしめることは、境遇の改善上決して忽にすべからざることであると思ふ。

是れが方法としては、あらゆる場合に於て時間の正確といふことを勵行すること、例令ば午後六時より何々會を開くと通知した場合には必ず其の時間に其の會を開いて、夫れより後れて來たものは缺席者と見做すといふが如きことで始終此の時間といふものを正しく守る習慣を養成する、一方に於て彼等に何か話をする時には、始終此事を繰り返して、彼等の頭に時といふ觀念を深く浸み込ませしめることが、此弊を改める最も良き方法であると思ふ。

5 物と處の觀念

眞の生活法、即ち完全な家庭に於ては、不用な何の使ひ途もないものを所蔵してない代りに、生活上必要なものは必ず備へてあるべき筈である。而も其物たるや各その置場所用ひ場所が、整然と秩序が立つて居て、其處で初めて圓滿な生活が出来るのである。

而るに現今の一般社會の有様を見ても、此物と處といふことに就いての觀念が、極て薄弱であつて、爲めに直接生活に何等の必要もないものが、家内の各所に少なからぬ場所を塞いで居るに反し、その日々無くてならぬものが缺如して居る家庭が少くないのである。

又同じ一の物でも、置くべき處に置かなかつたゝめに、その使用に差支を來すとか、その物を破損するとかいふやうなこともある。

例之他所行の衣服と、仕事着とを一所につぐねて置くが如き、勝手元で使ふべき道具を座敷の箆筒の中に納めて置くといふが如き、濡れた雨傘をその儘土間の隅に打捨て置くが如き、濕氣の多い椽の下に履物を入れて置くといふが如き、皆是れ物と處との處理法を失ふたことであつて、是が爲めには生活上に少

からぬ不便を蒙り、經濟上に於ても甚大なる損害を蒙りつゝあるのである。

然るに今日の職工階級の家庭に於ては、是に就いての觀念が全然零であつて頗る亂雜不秩序を極め、爲めに生活上に幾多の不利益を蒙て居るのである。

故に彼等の生活を幸福にするには、此物と處との觀念を充分に養成して行かなければならぬと思ふ。

是れが方法としては、

- 一、講話によりて鼓吹すること
 - 二、社宅の中より稍理想に近き者を選び出して、之を稱揚して他を獎勵すること
 - 三、社宅保全授賞規程に、此の物と處との處理の善惡を加へること
- 等であらう。

6 廢物利用法

夫れから是も同じ物の處理法に屬することであるが、生活に必要な廢物を巧に利用して、生活を便利にするの處の、所謂廢物利用法を教へること

も、無用のことではなからうと思ふ。

例之小倉帯の古手や、羅紗の前掛の古物で小兒の足袋を造るといふ如き、子クタイの古くなりし物を兒童の襦袢の襟に使ふといふ如き、沓下の古物を雑巾の心に使ふ如き、如斯實例は、女學雜誌や家庭雜誌には毎號二つや三つは出て居るものであるから、是を探し出して、主婦の會の折とか、又は月に一二回コソニヤク版摺の様な簡単な印刷物にして、一般職工の家庭に頒布する、そしてその實行に注意して、是等のことを能く試みるものがあつたならば之を賞揚するといふことにするのは、大へんに良いことであらうと思ふ。

此事も只經濟の上からいふては、極めて僅かなことで多くの利益にもなるまいけれども、凡て家の中に一も不用の物を置かずして、有る物悉く生活上に必要な物計りであるといふことは、即ち完全な生活法であつて、澤山な物を持ち乍らそれが其日々々の生活に没交渉な處の所謂世の富人に比すれば、其所有する物が如何に貧弱でも、有るものが皆活て働くといふ生活状態は、眞の意味から云ふたならば富裕であるのである。

故に靴下の不用が一足出来たならば、夫れを雑巾といふ新しき有要な物に作り代へる、前掛としては最早用ゆることの出来ない羅紗の布端は、之を直ちに小兒の足袋といふ有要な物に作り代へるといふ様にして、之を其儘突込んで置いたならば、箱か筆筒か行李の一部分を塞いで、爲めに物の秩序を亂雑にすべきものを新しき生命ある有要の物たらしむると云ふことを心掛けしめるのは、生活利導上必要の事である。

7 買物の心得

田舎出の人は、兎角安いものを買ふことが利益なやうに考へて、其物の性質に注意することの尠い傾きがある。

是等も今日の社宅在住者の爲には、極めて不利益な事であつて、亦前條に云つた不用な廢物が多く出来ると云ふ一の原因を作して居るのであるから、是に對して買物に就ての心得なるものを教へることは生活法の利導と云ふ上から、極めて大切な事と思ふ。

社宅に購買組合とか物品販賣所を有して居る工場に於ても、此の俗に云ふ、

「爲めのよい」ものを供給するといふ方法を探て貰ひたいものである。

東京の砲兵工廠に於ては、購買會なるものが設けられてあつて、職工の居住地の附近に於ける、最も信用ある商店を撰で特約店として、此處に於て信頼すべき物品を買しめることに仕てあるが、斯如事は大いに必要な事と思ふ。

要するに唯だ安い物をのみ買はないやうに、相當の價を拂て善良な性質の物を買ふことが、多くの場合に於て利益であるといふことを教へ導くことが肝要であると思ふ。

8 料理法の研究

我國の如き個々の家庭に於て食事を調へる制度の處に於ては、此の料理法の研究といふことが、吾人の生活上頗る重要な事である。

然るに彼等職工の家庭等に於ては、是等の術は甚だ缺如して居て、食物の種類は千遍一律であつて、同じ材料を以ても之を珍しく且つ旨く食べさせることに就て極めて下手なものが多い。

其結果は魚肉とか、牛肉の如きものを食はなかつたならば、御馳走でないや

うに考へて、高い錢を是が爲に費して、夫れよりも安い錢によつて買ひ得る豆腐の如きものが料理法に依ては、却て旨くも食へ又滋養にもなるといふ事を知らぬのである。

又同じ魚肉を調理するにしても其方法に依ては、非常に旨く又体裁良く出来るのを、料理法を知らないが爲に、つまらなく左程賞美せずして食べて仕舞ふといふ如き有様である。

故に彼等の生活をして可成愉快にし、左程金錢を費さずして、而も比較的旨き物を調へしむるには、料理法を教へるといふ事が、何よりも必要な事と思ふ。鐘紡の京都支店に於ては、寄宿舎に於て毎月數回料理會を開いて社宅の細君連の加入をも許して居られるのは、誠に良き事と考へる。

兎に角食物といふ事は、家計上重要な位置にある事項であるから、之を消極的に節減せしめて彼等の家計を助けるといふ事よりは、積極的に料理法の如何に依つて、廉價な材料を以て珍しい旨い物を作り得る處の方法を研究させることが、遙に有効な事であると思ふ。

現今の職工の妻女の多くは、田舎出の人々か、夫でなければ同じく田舎から来て永年工場生活をして、そして結婚した人が多いのであるから、従て家政と云ふ事に對する練習が薄いのを免がれぬ。

爲に一家の家政を整へて行くことが拙劣なのを免れないのである。

是が今日の彼等の家庭に於ける生活難の上に尠からぬ關係を持って居る事であると思ふ。

故に毎月少くも二三回主婦の會合を催して、家政の整理法に就て一般の方則丈けでも、聞かせるといふ事は、大に必要な事と思ふのである。

要するに彼等の現在に於ける生活法なるものは極めて不健全な不十分なものであるから、夫が爲めに種々の困難や弊害も生ずるのである。

故に是を利導して健全な生活に入らしめると云ふ事は、彼等をして長く安心して其工場に勤績せしむる所以であると思ふ。

されば工場に於ける當事者たるものは、此の點に充分の力を注いで彼等の生

活法を利導し、彼等の境遇を改善向上せしめて、其の生活難から救済することは、自工場の利益を保護する上から、必ず爲すべきの要務であらうと吾人は信するものである。



第參章 經濟の整理

第壹節 借金の整理

職工の生活難を救済する方策上、經濟の整理と云ふ事が、最も重要な事項であるのは、云ふまでもない事であつて、しかも亦た極めて困難な事柄であるのである。

彼等の多くは、生計上の規律整理と云ふ如き事には、極めて無頓着で、又た極めて下手である。唯だ其日其日に、有れば有り使ひ的の生活を行來つて居つて、キチンと豫算を立て、收支を計つて、一々規律立つた計畫の下に、健全なる生活をやつて行く者の如きは、甚だ少數であるのである。

故に、収入は常に支出を償ふ能はず、其結果は借金となり、掛買となり、遂には家庭の平和を亂し、産を破つて逃走する者さへ、少なからず生ずる次第なのである。

されば、如何に彼等の収入を増加せしめ、生活法を改善せしめても、肝心の

此の經濟の整理が不完全であつたならば、所謂佛作つて魂入れずで、到底幸福な、圓滿な生活を、彼等に得させる事は出來ぬのである。

吾人は此章に於て、これに關する實例と卑見とを、述べやうと思ふのであるが、先づ第一に云ふべきは、

借金の整理

と云ふ一事である。

職工の家庭が、舊來行來つた掛○買○ひや、生活費の不足の爲めに、大抵多少の借財を負ふて、それが爲めに苦められ、それが爲めに生活費の幾部分を削り去られ、それが爲めに前途の希望の大部分を失ひつゝあるのは、争ふべからざる事實であるのである。

されば、彼等の生計を確實にし、安全な生活を營ませやうとするには、是非共此借金の現在高を調査し、これを整理して消却の道を立て、さうしてこれが爲めに累せらるゝ事を、少なくしてやらなければならぬのである。若し然らずして、

『さう云ふ事に干渉するのは面倒であり、且つ危険である。』
と云ふ如き考わから、此事には少しも干與しなかつたならば、他の一方に於ては、種々の保護や救済法を實行して、如何に彼等の生活難を救はうとしても、所謂燒け石に水で、到底其効を奏する事は出来ないものである。

故に彼等を經濟的に保護するには、何よりも先きに、彼等の從來負ふて居る處の債務を調べ、さうしてそれが消却法を立て、且つ將來はさう云ふものを造らない様に監督する。と云ふ事が肝要なのである。

吾人はこれに就ての方法を、左の三つに區別して略述しやうと思ふ。

- 一 高利の借り替へ
- 二 掛け買ひの禁止
- 三 消却法の確立

此中、一の高利の借り替へと云ふのは、云ふまでもなく從來彼等の負ふて居つた、利子の高い借金を、利子の安い借金と借り替へしめる事で、借金の整理の上に於ける第一要義であるのである。

現今の職工の多くは、掛け買ひの殘借を返す爲め、生計の不足を補ふ爲め、病災時に於ける不時の失費を償ふ爲め、多少の借金を負ふて居つて、それを幾度か借り替へ、若しくはこれを償ふ爲めに、所謂『賴子講』に加入し早くこれを落札して、講金を收得したる爲め、永く辨濟の義務を負ふ如き、極めて巧みならざる遣り繰り手段を爲した結果、遂に高利の爲めに捕はられて、生血を絞らるゝ如き、悲境に沈淪し居るものが、滔々として枚擧に遑なき程の實況であるのである。

現に大阪市中の、職工社會に於て盛んに行はれ居る所謂『日なし貸し』の如きは、大抵一圓の元金に對して一ヶ月五六錢、甚しいのは十錢と云ふ如き高利を普通とするさうであるから、斯う云ふ借金を負ふた者は、絶えずこれが爲めに所得金の少なからぬ部分を奪い去られて、さらぬだに苦しい生計は、一層不足勝ちになるものである。

此苦境から彼等を救ひ出し、高利と云ふ恐ろしい敵の手から免れしむには、何しても此高利の負債を、低利の金に借り替へしめる事が肝要であるのである。

其方法は、本書附録の、『生活難救濟實例』の中の、日本紡の相救會の實例の如き方法に依つて、相當の資金を用意し、職工の中の高利に苦める者を調べ出して、其低利の金を貸し與へ、其負債を消却せしめるのである。

第二の、掛け買ひの禁止と云ふのは、彼等が從來仕來りつゝありし、日用品其他の掛け買ひと云ふ事は、高價な物を知りながら買はなければならぬ如き、必要以外の品物をも買ひ勝など云ふ如き、大なる不利益のある事柄であつて、彼等の生計上の危険は、實にこれに萌すのであるから、總ての機會を利用して彼等に現金買の利を説き、これが實行を奨勵すると同時に、

A 先月の賃銀の支拂日より、次の支拂日までの生活を維持し能はざる者に限り、一ヶ月二回位日を定めて賃銀の内拂を爲す事、

B 金券制度を取り、會社の販賣所、若しくは特約商店に向つて通用する、米券、金券を貸與する事、

C 會社の特許せる社宅内、若しくは附近の商店に向つて、職工に對する掛け賣を禁止する事、

と云ふ如き事を實行し、出來得る限り現金買ひを勵行せしむる事に、力を盡すのが肝要である。

第三に、消却法の確立と云ふのは、前の如くにして高利を低利に借り替へしめ、更らに現金買を勵行せしめ、負債の増加を防止すると同時に、其低利の舊債を、彼等に苦痛を與へざる程度に於て、漸次消却せしめるの途を確立して遣らねばならぬのである。

例の日本紡の相救會に於ける借金の返辨期は、最短十ヶ月、最長二十ヶ月として、此期間に月賦を以て返納せしめる事とし、尙ほ其期間は、生計費を一々小遺帳に記入せしめて收支を明かにし、これを係員が檢閲する事として居るのである。

かう云ふ風に、此三つの事を併行せしめて、一年なり二年なりを経過すれば彼等の生血を絞るの大敵であつた負債も全部消滅し去り、始めて安全なる生活に入り、従つて前途の希望を有して、各自其職業に努力する様になるのであると吾人は思ふのである。

要するに、此借金の整理と云ふ事は、經濟の保護を實行するに當つての、基礎的重要事であるから、何よりも先きに着手しなければ、到底生活難救濟の實を擧げ得らるべきものでないのである。

第貳節 廉價なる物品の供給

經濟的保護に就て、直接彼等の家計に効果の顯著なのは、

廉價なる物品を供給する事

である。

此事は現今左の三つの形式に依つて、各社の工場に於て實行されて居るのである。

- 一 白米の原價供給
- 二 日用品の社營販賣所
- 三 消費組合

此中一の白米の原價供給と云ふのは、本書附録中の『白米の元價分配に就て』と顯する章下に於て、これを詳説せる如く、大抵の工場に於ては、最も重要な

職工の生活難救濟策として、實行しつゝあるのであるが、吾人は更に其分量を多くし、彼等の家族に對しても、其恩澤を及ぼされん事を切望するものである。第二の、日用品の社營販賣所と云ふのは、上述の『社宅改善策』中の、生計の保護なる節に於て、記述した、鐘紡の共濟會の如く、會社がこれを經營して廉價な品物を職工に供給する方法であつて、彼等の生計を保護する上には、必要缺くべからざる事柄である。

第三の、消費組合は、消費者たる職工が、自助的に經營して、安い物品を購買して組合員に分つ處の方法であるが、これは我が工場に於ては、未だ廣く行はれない處の事柄で、僅かに二三の實例を見得る丈けである。

要するに、斯う云ふ各種の方法に依つて、職工に成可廉價なる生活必需品を購はしめる事にするのは、直接に彼等の生活を保護する處の、極めて有効な途であるから、吾人は一般の工場主、及び工場當事者に向つて、これが實行、若しくは擴張を希望するのであるが、尙ほ前にも云つた如くに、彼等の購買代金の内から、幾干づゝの積立て金を爲し置き、これを年末に拂渡して、餅代の補

足たらしめ、以て消費組合の特色たる、

費ひながら貯ねる

と云ふ事を、實現せしめたならば、大いに此事業の隆盛を來し、職工も少なからぬ利便を得る事であらうと、思ふのである。

第參節 生計の整理

職工の家庭に於ける、最も重大な缺陷は、生活の不規律な事である。即ちあれば奢り、無ければ不自由を歎くと云ふ如く、少しも入る計つて支出を調ふる。と云ふ經濟上の規律を守らないのである。

爲めに常に支出は収入に超過し、生計上の不如意を來し、一度何等かの災厄にでも遇へば、困窮の逆境に陥つて、他の救ひを求めなければならぬと云ふ如き、極めて危険な、不安な状態に在るのである。

されば、彼等の生活を安全にし、多少の弾力あるものたらしめるには、生計の整理法を教ねる、

と云ふ事が、是非共缺くべからざる要務であるのである。

吾人はこれに對する方法を、左の二つに區別して説明しやうと思ふのである

一 計畫ある生計の教導

二 眞面目なる生活の指導

此中一の計畫ある生計と云ふのは、一家の収入高を基礎として作つた豫算表を、生計の指針とし、基本として、總ての支出は必ずこれに計つて後行ひ、決して豫算以外の支出をしない事とし、更に日々の支出を一々洩らさず、

小遣帳

に記帳し、毎月末に於てこれ計算して、豫算表に引合す。

と云ふ如き、確實な生活法を、總ての機會を利用して職工若しくは其家族に吹き込み、且つこれが實行を奨励するのである。

第二の、眞面目の生活と云ふのは、何時も變らない正しい生活を爲す事である。

職工社會の弊風として、苦しい時には他人の救ひを求め、又た救はれた後とか、自ら不眞面目な生活の非なる事を覺つた時とかには、慎んで質素な生活を

送るけれど、所謂、喉元過ぎて熱さ忘れるの俚諺の通り、少しく安全になり、幾干かの貯蓄が出来ると、何時の間にか心の駒のたづなが弛んで、思はぬ方向に狂ひ出す如き事があつて、爲めに折角整理の緒についた生活が、又もや滅茶苦茶になつて仕舞ふ如き事が有り勝ちなのである。

故に、例の團長制度とか、五人組制度の如きものゝ方に依つて、相互に監督仕合ふて、相共に眞面目な、不變な幸福の生活を行ふやうに、教へ導いて行く事が必要なのである。

要するに、職工社會の生活は、概して不整理であるから、これを整理して、確乎たる計畫の下に收支を取扱ふ、簡易な方法を教示し、其上再び紊亂した状態に陥らないやうに、指導して行く事が、必要なのである。

第四節 住宅問題

第四に職工を經濟的に保護する上に就ての必要條項は、

住宅の問題

であるのである。

住宅の問題に就ては、本書の各編に於て、幾度かこれを記述してあるから、茲に詳説する必要はないけれど、家賃の騰貴と云ふ事は、職工の生計上に於ける、小さな苦痛事であるから、彼等の生活を安全ならしむる上には、必ずこれに對する相當の施設を爲さねばならぬのである。

現今行はれて居る此種の方法としては、

- 一 社宅の貸與
- 二 住宅料の賞與
- 三 交通費の賞與

の三事が行はれて居るのである。

此中一の社宅の貸與は、云ふまでもなく會社で建設した處の、家賃の低廉な社宅を貸與して、職工の生計を補助するのである。

第二の住宅料の賞與と云ふのは、一ヶ月間皆勤若しくは精勤した者に對して住宅料の補助として幾干の金額を賞與するので、富士瓦斯紡績小山工場に於て實行しつゝある例に依ると、一人に付一ヶ月金一圓である。鐘紡下京工場のも

のも、やつぱり一圓を定められてあるやうである。

第三の、交通費の賞與と云ふのは、家賃の安い市外の遠い町から通勤して來る者に、電車、汽車等の交通機關を利用せしめ、それに依つて高い家賃の家に住む必要なからしむる處の、一種の生計難緩和策であるのである。

現に堺市大和川の大阪織物に於ては、濱寺、天下茶屋間の、南海電車の沿線の居住者に對し、毎月の皆勤賞として、一ヶ月通用の乗車券を與へる事に爲しつゝあると云ふ事である。

以上の如き、社宅を貸したり、住宅料を與へたり、若しくは交通費を與へたりして、彼等を低廉な家賃の家屋に住ましめると云ふ事は、確かに一の重要な生活難の救済策であると信じ、吾人は其普及と實行とを、一般の工業界に向つて切望する次第である。

第五節 病者の扶助

前にも述べた如く、職工の生活の現状は、頗る切りつめた生計であつて、やゝもすれば不足を生じ勝ちな、危つかしい状態であるのである。

されば一寸した蹉跌も、直ちに重大なる禍を其家計上に及ぼして、事後常態に復するまでには、幾多の苦痛を嘗めなければならぬのである。故に彼等の家庭に取つて最も恐るべきは病魔の來襲である。

殊に肝心の、生計費の稼ぎ人たる家長、主婦等の罹病は、最も恐るべき大敵であつて、爲めに全家を悲惨なる逆境に沈淪せしむるものである。

されば、健全なる生計の保護には、必ず此不幸の場合を豫想して、これに備ふる處の、扶助法が必要なのである。

此事に就て現に行はれて居るのは、

一 無料診療

二 家族の診療

三 共済組合の扶助

の三事である。

此中、一の無料診療と云ふのは、會社の醫局、若しくは會社の囑托醫に於て職工の疾病に罹つた時には、無料若しくは極めて低廉な薬價で、診療投薬する

ので、一般の工場に於て廣く行はれつゝある處である。殊に本書附録の『和歌山紡織に於ける施療券』の制度の如きは、此方法に於ける最良のものである。第二の家族の診療と云ふのは、前項の恩恵を家族にまでも及ぼす事であつて現に鐘紡の各支店の如きは、大抵此制度を執つて、職工の安全を計りつゝあるのである。

第三の共済組合の扶助と云ふのは、保險制度に依つて彼等の災厄を扶助する方法で、現に、

鐘紡共済組合

の如きは、最も有効な此種の救済法であるのである。

今試みに疾病時に於ける組合員の待遇一斑を示して見ると、

過度の飲酒、其他不品行に因らずして、病氣に罹りたる時は、休業期間中三ヶ月、(加入後五ヶ年以上の者は五ヶ月)を限り、毎日々給の半額を支給す。若し家族あるものは加入後三ヶ月以上を經過したる者に限り、増扶助料を支給す。

と云ふのである。

要するに此疾病時に於ける扶助は、彼等の生活を安全ならしむる上には、極めて必要な用意であるから、此點に向つても十分の施設を確立せられん事を、切望に堪わざるものである。

第六節 綜 結

以上の各節に於て列述した如き、

借金の整理

廉價の物品の供給

生計の整理

住宅問題

病者の扶助

の五つの事柄は、いづれも職工の生活を經濟的に整理し、且つ安全なる境地に達せしむるに就ての、必要缺くべからざる事柄であるのである。

しかも未だこれが全部、若しくは大部分を實行しつゝある工場を見ないのは

吾人の甚だ遺憾とする處である。

願くば、自己工場の基本たる、勞力の保全の爲め、安心して其全力を事業の上集中せしむる爲めに、此の肝要な方策の總てを、漸次實行せられん事を、工場主、及び工場當事者の方々に對して、吾人は切に望む次第である。



第四章 結 論

吾人は以上に於て、職工の生活難救濟策に關する、吾人の卑見の大畧を述べ終つたのである。

此の文章を一讀せられた諸君の多數は、其内容の極めて平凡であつて、世の識者達の論議の如き、華々しく又た珍奇のものゝ無いのに失望せらるであらうと、吾人は思ふのである。

然れども吾人は信ずる、此何等の奇もなく、新しみもない、極めて平凡な方策も、これを眞面目に實行したならば、確かに彼等を現今の苦境より救ひ出して、安全なる境地に安住せしむる事が出來ると、

否な寧ろ、彼の諸識者の高見の如き、徒らに大言壯語するのみにして、實行するに難き方策よりは、遙に有効であると信するのである。これ強ち吾人の我田引水觀ではあるまい。

最後に、これが救濟、指導の任に當る處の、當事者に向つて一言を呈せなけ

ればならぬ。

それは、

指導の心得

である。

一体、多く人が、他人を教へ導くに當つて執る處の方針は、

禁慾的

である。即ち、總ての快樂を犠牲にして、其一事のみに全力を盡さしめやうとするのである。

殊に此生活の改善に就ては、節約、禁慾の一方に傾き易く、甚しきに至つては、

食ふ物も食はずに節約する。

と云ふ如き、急激な方策を強いやうとする傾向があるのである。

けれども、斯の如き激烈な方法は、精神的の訓練の不充分な、職工階級に對しては、無理な事柄であつて、到底充分の實効を期し難いのみならず、反つて

甚しい反抗、反感を招いて、爲めに意外の不結果を來すものである。

されば、彼等に對して此事の奏効を期するには、

苦痛を與へざる程度に於て、

これを行ひ、しかも絶えず、弛めず、永くこれを勵行して行く事が、何よりも肝要な事柄なのである。

吾人は職工に對する精神的施設の秘訣としては、常に、

物足らぬ程度に止めて、しかも不斷にこれを實行する。

と云ふ事にあると信じつゝあるのである。

此秘訣は、此生活難の救済策にも應用する事が出來ると信するのである。要するに、奇抜ならざる方策、平凡なる方法を、絶えず、撓まず、繰り返し繰り返して行く處に、至難なる職工問題の解決法があるのであると、吾人は確信して疑はざるものである。

(完)

附 録	
一	倉紡の社宅
二	日本紡の社宅
三	大紡の保育所
四	和歌紡の施療
五	白米の分配
六	生活改善實例



附 録

一 倉敷紡績の社宅に於ける職工待遇法

一 社宅の組織

倉紡の社宅は明治三十九年全部新築されたもので、殆ど理想的の建物である。それまでの舊社宅は、寄宿舎の傍にあつて、普通何所の工場にでも見受る様な、狭苦しい、不潔なものであつたのであつたが、社長大原氏は、例の人道主義から、職工の品性を高める第一歩は、先づ其住居を善くし、さうして生活上の不安を除いて遣らねばならぬと云ふ事を主張し、工場の西一町半ばかりの處へ廣々した土地を求め、彼の歐米の田園都市の面影を移して、理想的の設計の下に、全然新たに建築せられたのである。

それで、中央に一條の大道路を設けて、左右にこれと直角になる位置に、併行的に家屋を建て列らね、家と家との間隔は、少くとも八間以上を保たしめ、

家は皆南向きの平家作りである。

間取りと云ひ、光線の取り工合と云ひ、申分のない善い住居である。大は六疊と四疊半、小は四疊半と三疊との二種類で、いづれも、両便所つきである。戸数は大が九十戸、小が六十戸、合計百五十戸ある。これを九區に分つて、一區毎に一名の區長を設けて、半自治的にこれを統御して居るのである。

家賃は六燭光の電燈一個をつけて、大が一圓十錢、小が九十錢と云ふのであるから、大抵な職工は、一戸を借り受けて住ふ事が出来る。又た社宅貸與の規定も、單に家族を有する職工と云ふのみであつて、何人以上の従業者がなければならぬと云ふ如き喧しい制限はないから、従つて二家族以上が、一戸の中に同居して居ると云ふ如き事は無いのである。

それ故百五十家族、八百に垂んとする人々が、此の社宅内に、安けく樂しき共同生活を送りつゝあるのである。

いざ吾人はこれより、倉紡が是等在住者を如何に保護し、如何に待遇して、彼等をして如何に安らかな生活を送らしめつゝあるかを、少しく語らうと思ふ

のである。

一 在住者に對する保護

I 身分取調

吾人は前記「社宅改善論」に於て、

現今の社宅に於ける弊態を數ね上げた中に、

選擇の粗漏

と云ふ事を云つたのである。

實際善良な職工村、即ち社宅を善用しやうと云ふには、先づ其住民を選ばねばならぬ。

然るに一般工場の社宅貸與法は、此點に就ての注意が甚しく不足である。不良な經歷を有し、不善の習慣を持つて居る事の、明々白白たる者でも、其一家から出勤する人數さへ多數であれば、喜んで迎へると云ふ風である。爲めに社宅の善良な風俗は破壊せられ、悪しき風習は年々増加して行くのである。これ

は現今の社宅が、悪用されつゝある第一の原因であるのである。
 倉紡に於ては、此點に充分の注意を爲し、社宅在住者に限らず、職工の悉くには、其雇入れの當時に於て、身元證明書なるものを、原籍地の町村役場から取り寄せ、其確實なものであると云ふ事を、充分に認めた上でなければ、本採用はせぬので、其間は假採用として使ふのである。
 此身元證明書なるものは、會社から社費を以て、原籍地の町村役場へ照會して、取り寄せるのであるが其書式は左の如きものである。

身元證明願 (手数料及返信料添付)

- 一 原籍
- 一 身分
- 一 生年月日
- 一 家族ノ氏名及關係
- 一 戸主ノ職業及生活狀態

一 兵役

一 犯罪ノ有無 (若シ有レバ犯罪ノ種類)

右之者當會社へ入社出願致候ニ付テハ入社規定ニ依リ身元證明入用ニ付前記各項御取調ノ上御証明被下度此段願上候也

年 月 日 倉敷紡績株式會社

人事係
 通勤
 事務所
 殿

それから、社宅の貸與に就ては、別に人數の制限はなく、家族を有する者であれば、其資格がある事になつて居るのであるけれども、其戸主の性行、經歷に就ては、頗る嚴重な取調べを行ひ、不良の風習を有する者は、斷じて社宅へは入れない事と爲しつゝあるのである。

2 新世帯金の給與

現今の工場経営者は、口を開けば即ち曰く

日本の職工も、歐米諸國の如く、世襲的にならねばいかぬ、故に我社の方針としては、社宅を設置して移住を奨励し、職工村を造る筈である云々。

と、其言は誠に立派である。

然れども熟々其真相を究める時は、果してよく移住者に對する保護奨励を實行して居る工場が幾何あらうか。

職工の保護と云へば、寄宿舎女工に限られて、社宅の職工や通勤の職工には随分待遇の手厚からざるの觀がある。

殊に憐れにも悲惨なのは、田舎から一家を引纏めて來た、移住者に對する處置法である。工場の事情に慣れざる、朴訥なる彼等は、

紡績へ行きさへすれば、家も貸して呉れる、米や日用品も會社の賣店から前貸し仕て呉れる。

と云ふ他人の言を信じて、家財を賣り飛し、一家を仕舞ふて、僅かの旅費を持って工場へ出て來る。

ところが來て見ると意外にも、會社は社宅は貸して呉れる、けれどもそれも條件が中々喧しい。一家から三人以上の女子が仕事に出ねば、一戸はかさぬとか、何とか資格問題に惱まされて、中々借り受けるに手間が要る。

辛ふじて社宅は借りたが、蒲團がない、鍋釜がない、箸や茶碗もない！其日からの生活にハタと困つて仕舞ふ。

米だけは會社から都合して貰つたが、炊かすには食べられぬ。水一つ汲むにもバケツも無い始末、買ふには金はなし、夫婦顔を見合せて、途方に呉れるのである。

近處隣りの同情によつて、辛く御飯だけは食べる事になつた。一枚の煎餅蒲團を一家が引張り合ふて、詫しい眠りを結ぶ事を得たが、サテ工場へ出て働いたとて慣れぬ仕事とて、思ふ程の金も儲からぬ。

一通りの世帯道具を求めらるるまでには、中々甘い事はないのである。

しかし、此様な甚しい者ばかりではない。中には少々の金は用意し、一通りの家具を携帯した者もあるけれども、先づ大多數は此様な用意の無い人である

況して高い運賃を拂ふて、家具を持って来るなどと云ふ事は、困難な事であるのである。

されば、移住者として田舎から出て来た人々は、大抵一度は此大難境に遭ふて、貧しいながらも此様な甚しい困難の経験を有せず、比較的ノンキな生活を送つて来た事として、冒頭第一番大打撃を喰ひ。

嗚呼、此様な事なら来るのちやなかつたのにこの、情けない里心を起すのである。

此第一着の困難は、移住者の勇氣を挫いて中々永住どころではない、少し都合が附いたなら、故郷へ歸つて元の百姓に返らうと云ふ、卑屈な心を起させるのである。

此里心が根ざして居る上へ、都會の生活が中々困難で、心を苦しめる事が多いから、遂には脆くも再び故郷へ退却すると云ふ様な事になるのである。

斯ふ云ふ事情で、會社が社宅を設けた真目的物たる、田舎からの移住民は中々永住せぬ。

社宅の大部分は、渡り者の夫婦や、娘や女房丈けを工場へ入れて、父や兄は他の職業を有して居る家族の爲めに利用せられて、何年経つても職工村の理想は到底實現せられぬのである。

此點に就て多少考ねを費し、施設を仕て居る工場が無いでもないが、先づ大多数は何等の思慮も費さず、移住者が斯の如き困難は、當然の事として、少しも保護しやうなぞとは、思ひ付かぬらしい。

それで口には立派に職工村建設の大抱負を唱道さるゝ如きは、殆ど木に縁て魚を求むる的空論ではあるまいか？

吾人は謹んで工場經營者諸氏の御一考を促さんとするのである。

倉紡に於ては、夙に此點に意を注いで、新來者の保護には、十分なる方法が設けられてあるのである。

それは、

新住者世帯金の給與

と云ふ制度である。

これは恐らく他に類の無い同社特有の恩典であつて、工場経営上に、大なる影響を與ふる事項であらうと思はれる。

此新世帯金と云ふのは、金額は出勤職工一人毎に、三圓であつて、社宅を貸し與へられて、始めて入る時に、會社から戸主へ給與さるゝのである。

是は、契約期限内（二箇年以内）に自己の都合に依つて退社する場合には、其全部若しくは、一部分を返納しなければならぬけれど、事實に於ては、全く貰つた切りの物と云つてもよいのである。

新來者は、此金員で最初の食物や、食器やを買ひ入れて、何の苦勞も心配もなしに、新しい生活に入る事が出来るのである。

3 寢具の貸與

其上倉紡では社宅在住者の寢具は、大抵會社から貸し與へるのである。

恰も寄宿舎在住者の如く、清潔な蒲團を、一人當り大二小一位の割合で貸し出すのである。勿論有料であるけれど、一組一ヶ月三十錢位の低賃である、さうして洗濯、取り替へ、修繕等は、常に間斷なく、行ふて、職工をして、いつ

もサツパリした寢具を用ひて安眠を得せしめる様に用意周到である。

社宅事務所には、家屋と蒲團との事を、専門に取扱ふて居る役員があつて、左の如きカードに依つて、貸與品の整理を司つて居るのである。

NO		姓		名		倉敷紡績株式会社	考
品目	種類	貸付年月日	返納年月日	備			
家	大						
蒲團	大						
	小						

4 物品の供給

斯う云ふ風にして、倉紡の社宅へ入るものは、單に家を貸して貰ふと云ふ計りでなく、新世帯をするに付けて、第一に必要な物品を買調へ、蒲團は清潔なのを貸して貰へる。

それで翌日から仕事に出さへすれば、販賣所の方へ、

工銀通知

と云ふ事を仕て貰つて、働いた賃銀だけの物品は、自由に買ふ事が出来るのである。

倉紡の販賣所は、勿論社營であつて、食料、薪炭、酒醬油、荒物、呉服、小間物、紙、菓子等に至るまで、社宅在住者の生活に必要な物は、何でも供給する事になつて居る。

此處で物品の供給を受けやうと思ふには、現金拂ひと、信任供給者と云ふ一部の人の他は、社宅係りの工銀通知と云ふものによつて、取引をする事になつて居るのである。

それは、先づ第一に、社宅係りの手元に、「工銀日計簿」と云ふ帳簿があつて日々これへ出勤缺勤の検印が押捺され、工銀の在高が記入されるのである。其帳簿の式を示せば左の如し。

戸	氏名	日給額							備考	
		一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日		八日
3	二女何某	三〇	出	出						
4	妻何某	二五	出	缺	出					小 二
	戸主何某	四五	出	出	出					大 四

即ち、一家族の日々の工銀が、何圓何十錢になつて居るかと云ふ事が、一目にして瞭然と分明するやうに日々記録されてあるのである。そこで社宅在住者が、物品販賣所から、物品の供給を受けやうとする場合には、通知簿なる通帳の如きものに、日計簿金額の騰寫を求めするのである。此通知簿と云ふのは、

越 高	八 月 十 日	八 月 十 四 日	醬 油	米	薪
一・二〇〇	二	二・四〇〇	二 合	三 舛	一 束
八・一四〇	・四〇〇	・〇六〇	・〇六〇	・六〇〇	・一〇〇

と云ふ工合になつて居る。

此「越高」と云ふのは、前頁からの賣掛代金の^レ高で、中段の数字は、日計簿の工銀在高から、越高を引き去つた金額で、これだけは物品を供給しても差支ないと云ふ事を示すのである。

斯う云ふ風にして、日々工銀の支拂は受けずとも、恰も受けて居る如くに、日々必要品の供給を受ける事が出来るのである。

尤も物品に依つては、工銀在高の三分の一までとか、二分の一までとかの制限を定めて供給して、以て奢侈浪費を防ぐのである。

かう云ふ風であるから、如何に貧困な家族でも、一旦此會社の社宅へ入つた上は、少しの心配もなしに生活して行く事が出来るので、他工場の社宅在住者に於ける如く、甚しい悲惨な生活の苦勞に陥る事もなし、町の商人からの掛買ひの不利、借金の苦しみ等に罹る事もなく、従つて永住者も多くなつて、眞の職工村を造る事が出来るのである。

序に

信任取引者

の事に就て一言説明しやう。これは永年住居して居つて、確かに信用するに足るの行ひを、平生に認められるもので、これは區長の申請によつて、社宅係と販賣係とで詮議の上、これを決定するので、此決定を與へられた者は、工銀通

知の手續を経ずして、物品の供給を受ける事が出来るのである。

5 工銀支拂

工銀の支拂は、寄宿女工と同じく毎日拂ひで、百五十戸を三十分した一つ宛

年 月 日	倉敷紡績株式会社 人事係	社宅事務所	支拂ノ部					徴收ノ部						
			一金 圓 錢	一金 圓 錢	一金 圓 錢	一金 圓 錢	一金 圓 錢	一金 圓 錢	一金 圓 錢	一金 圓 錢	物品代	蚊帳貸	蒲團貸	家賃
渡高			計	計										

即ち五戸づゝを毎日拂つて行くのである。

毎日五戸づゝに、右の如き支拂票を社宅係より發行する。支拂を受くべき戸主は工銀計算係から發行された工銀傳票を、社宅係へ差出すと、係員はそれと引かへに、此支拂票に渡高の金員を添て交附するのである。

6 貯金の奨励

かう云ふ風に、工銀を毎日拂にした理由は、寄宿女工の場合と同一で、

- 一 工銀受取後の缺勤率高上を中和する爲め、
 - 二 貯金奨励、經濟整理の世話を十分周到ならしむる爲め、
- にあるのであるが、第二の貯金の奨励に就ては、社宅係長青山達天氏大いに力を注ぎて、

随意貯金

約束貯金

の二種の方法を設けて、銳意これが奨励に骨を折つて居られるので、成績は近來大いに見るべきものがあるのである。

7 疾病の施療

職工ばかりでなく、社宅在住者全体に對して、疾病の場合には、會社醫局に於て施設をする事になつて居る。

表

NO	
氏名	
診察券	
係員	
自	至
月	月
日	日

裏

心得
この診察券は受取たる日より一ヶ月間使へます 一病院に來る度毎にこの券を持って來てカードを出 しておもらいなさい 一この券がなければ診てもらへませぬから失つて はいけませぬ
年 月 日
倉紡病院

誰でも病氣の者は社宅係に行つて、右の如き、

診察券

を貰ひ、これを持つて病院に行けば、薬價手術料も全部無料で、治療投薬して

附 録

貫へるのである。

二 管理の半自治制

I 戸 籍

社宅の事務一切は、社宅事務所に於て、係長以下五人の役員によつて取扱はれて居る。

されば頗る緻密な點にまで注意が届いて、居住者の安全平和が保護されて居るのである。

現に在住者の戸籍簿の如きも、カード式でチャンと出来て居て、一目して各家族、各個人の成績を知る事が出来るのである。

此カードには、原籍、目下居住の戸番、戸主、會社勤務者の姓名年齢、非職工の姓名年齢、雇入年月日、社宅貸渡年月日、入社以前の経歴、其他を表面に記入し、裏面には、戸主及各家族の性行、成績、健康状態等を記入する事になつて居るのである。

此戸籍カードを基本として、種々の表が調製され、これによつて在住者改善

の計畫が立てられるのである。

2 家計調査

これは區長と協力して行ふのであるが、常に在住者の家計の状態に注意して戸主が大酒を飲む爲めに家計の豊かならぬ家だとか、妻が子供を虐待する家の如きは、これを事務所呼び出して、係長が懇ろに説諭を加へ、出来るだけ勤儉、博愛の良風を助長すべく、努力しつゝあるのである。

3 區長制度

社宅全体を九組に分つて、一組毎に一人の區長を置き、組内の世話を爲さしめ、半自治的に、組内の平和安全を計らしめて居るのである。

此區長は、工場に於ける役付以上の中から撰抜任命するので、一ヶ月二圓の手當を給與されて居るのである。

組内の平和、衛生、掃除、風紀等に對する責任を負ふて居るは勿論、組内の職工出勤率に就ても競争的に其努力獎勵を促して居るのである。

即ち各組には、組別の職工出勤成績表があつて、日々の出缺率が記入され、

これを事務所内の或る所に掲げて、各組の區長をして一覽せしめ、以て自組内の成績を競はしめるのである。

4 區長會議

毎月一回づゝ區長を召集して、區長會議を開き、社宅全般の事に關して。會社の意志を傳へ、在住者の希望を述べしめ、其他一切の事務に就て決議をなさしめ、以て在住者の幸福増進、風俗改善を計るのである。

三二 幼兒保育設備

I 嬉々たる笑聲

以上の如く倉紡に於ては、他の社に於て、寄宿の女工に與へて居る同一程度の待遇を、社宅の在住者にも與へて居るのであるから、此社宅の在住者が、如何に幸福であるかと云ふ事は、誰にでも想像し得られる處であらうと思ふ。

これに加ふるに、尙ほ一つ特筆大書すべき模範的の設備がある。それは社宅の携兒者の幼兒を預つてやる處の、

保育設備の完全な事

である。

此の保育設備を有つて居る工場は他にも少くない。けれども吾人の見る處では、多くは一見極めて慘憺たるものである。

泣く、奪ひ合ふ、尿をたれる。さうして腫物、青い顔、骨と皮の手足、見るからに悲惨な、憐れな心地がして、眼を開いて其状況を正視するに忍びないのが多數である。

吾人はこれまで、他社の保育設備を拜見した中で、直ちに、母の手に育てられぬ兒の不幸、子持ち女の工場労働の不可を感せないものは、極めて少なかったのである。

然るに倉紡の保育所を見た時には、少しも其感じの起らぬのには、實に不思議に思つた。此所の幼兒は大抵血色よく、丸々と肥わて、しかも皆嬉々として笑ひ楽しんで居る。吾人が行くと廻らぬ舌で、

叔父ちゃん

と云つて裾にまつはりつくのである。

思はず抱き上げて、頬づりしてやりたくなるのである。

保育所には、舊社宅の残存家屋を假りに使つて居るので、其設備に於ては、頗る不完全なものであるが、其實績は誠に立派なものである。

保母長は田中カヨ氏と云つて、三十位の婦人であるが、相當の教育もあり、思慮もある人の様で、此仕事を天下に又とない愉快な、楽しい仕事であると云つて居られる。

保母は七人の年の若い婦人で、これは女工の中から、子好きな女を選り出して任命するので、大抵三十錢内外の日給を受けて居るのである。

目下保育兒は七十余名で、一日一名四錢づゝの保育料を取つて、食物から手遊び物其他一切を賄ふので其代り乳のある母親に、自由に休憩時間には來て哺乳する事を許すので、工場から歸りがけには、必ず連れて社宅に歸る事になつて居るのである。

2 成效の原因

此保育所が、かく成效した原因に就ては、頗る研究を要する面白い問題であ

るが、吾人の私見を少し述べて見ると、

- 一 保母長に人を得たる事
- 二 若き保母を使用せる事
- 三 母親の家に歸る時は連れ歸らしめて、晝夜引つゞき保育所に置かざる事
- 四 係員の監督のよく行届く事

等が其主たるものであらうと思はれる。

二 日本紡績に於ける社宅改良の方法及成績

(明治四十五年三月調査)

一、戸数人口

(い) 戸 数 百五十四戸

(ろ) 家族數 二百二十七家

(二戸を階上階下に區別して)

(は) 人 口 八百八十七人

一、資産

會社への預金高 二千五百十八圓五十六錢

郵便規約貯金高 二千七百五十五圓五十四錢

合計 五千二百七十四圓十錢 一家平均二十三圓八十錢

以上の外各自隨意に他の銀行等に預金せるもの約五千餘圓の上に出づ
貯蓄心の厚薄 居住者孰れも貯金を競い著しき貧富の懸隔なし

一、教育

	四十三年 (社宅改善に着手前)			四十四年 (着手後)		
	男	女	計	男	女	計
學齡兒童	四一	五五	九六	四四	五八	一〇二
就 學	三〇	三五	六五	四三	五三	九六
不就學	一一	二〇	三一	一	五	六

教育設備

兒童教育

- (一) 學藝會及講話 兒童の多數は附近の尋常小學校に通學せるを以て同校と氣脈を通じ時々校長其他教員の出席を乞ひ家長會及婦人會の際兒童の學藝會を催し且兒童教育法に就ての心得を講話す
- (二) 成績品の揭示 學校より社宅兒童の成績品を請ひ得時々之を社宅揭示場に掲げ父兄及兒童をして自他を比較せしむ
- (三) おさらへ會 居住者は孰れも勞働に従事し家庭に於て充分に教育する

の餘暇なきを以て父兄互に一ヶ月十五錢をづゝ醸出し學校教員を聘して社宅内職工俱樂部に於て午後七時より八時までおさらへ會を開き當日修了せし學科を復習せしむ(毎月揭示場に兒童出席を揭示す) 剩餘金は之を積立て置き春秋二回兒童の運動會を催す

(四)不^〇就^〇學^〇兒^〇童^〇 附近尋常小學校夜間學校へ入學せしむ

青年教育

(男) 正^〇風^〇寮^〇(男工を教育するの目的を以て設立したる団体)に宿泊せしめ係員之を保護監督す

(女) 裁^〇縫^〇學^〇校^〇 社宅在住の婦女十四才以上の者は午前八時より十時

まで裁縫教場に於て裁縫を教授す

婦人會 毎月第二日曜日開會年齢十四才以上のものは出席の義務あり

家長及主婦教育

毎月第一日曜日に家^〇長^〇會^〇 第二日曜日に婦^〇人^〇會^〇を開く

幼兒保育

甲種、四才以上七才以下(保育料無料) 乙種、當才より四才まで(保育料一日四錢)

自午前五時至午後六時

一、衛生

保健状態

○會社常雇の衛生人夫あり社宅内に於ける下水排水其他塵埃の取除等を擔任す

○社宅五戸づゝを一組となし日々順番を以て一日三回、組合各戸外を掃除せしむ

○其酒掃よく行はれて内外共に清潔なる附近の民家と比して敢て遜色なしと信ず

○入浴料は湯屋業者と特約を結び之を半減す

○理髪は男女共別に理髪者を雇入れ居るを賃金は大抵普通の三分の一にあたる

醫療狀態

○社宅在住者家族は本社雇傭の醫師に就き随時に治療を受けることを得
薬價は一日金二錢、手術は無料
○トラホーム患者は治療票を交付し臺帳と照合して強制的に治療を受け
しむ

一、金融機關

○郵便規約貯金組合 を設け組合員の豫め定めたる金額(一ヶ月五十錢以上)を毎月
末幹事(團長)をして貯金通帳と共に引き纏めしむ
△以上の金額は増加することを得るも猥りに減少することを得ず
△通帳は各自に之を保管するも代表者の加印なきときは拂戻を得ず
△貯金額六圓以上に達したる者は正會員と見做す
○購買組合員 は右の正會員を以て組織す
△組合員は特約せる商店より其購求高に應じ五分乃至一割以下の割戻
の配當を受く

△組合員の購買は現金なるも當分の内從來取引の通り懸買をなすこと
を得

△組合員懸金不拂三ヶ月以上に涉るものは特約店に代つて幹事之を督
促し六ヶ月以上に及ぶ者は組合に於て之を辨償す

○相愛會なるものあり一戸毎月十錢づゝを醸出し以て會員萬一の補用を
補くる外左の事業をなす

(一) 一ヶ月以上の病傷の扶助

(二) 消費を旨としたる信用組合(慈善的貸付金)

○家計上止を得ざるものと認むるもの、外は一切貸與せざる事

○借用者は月々の收支を記帳し毎月末會長の檢閲を受くる事(其他)

(三) 彰善 規定十三條により模範とす可き篤行者を彰表す

(四) 尙老會

特待者資格 六十五歳以上

慰安方法 觀劇、宴會、諸會場の特別席物品贈與、家族奉養等の視